
◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回川西町議会定例会第5日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、第4日目に引き続き一般質問を行います。

本日は4名の方の一般質問を行います。

本日の発言順位により発言を許します。

第1順位の井上晃一君は質問席にお着きください。

1番井上晃一君。

第1順位、井上晃一君。

(1番 井上晃一君 登壇)

○1番 おはようございます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

まず、学校跡地の再利用について。

旧高山小学校については、何がしかのプロジェクトが進んでいるとお聞きしました。旧東沢小学校は、東沢地区の有志で検討委員会をつくるなどし、話し合われています。町当局として委員会と話し合われていると思います。今現在、町としてどういった方向性で進んでいるのか。旧高山小学校のような道筋があるのか。現在の状況、今後の見通しを質問します。

そして、旧新山中学校の跡地、現在の中小松多目的運動広場、新山神社、遊園地等として使用されています。昭和59年廃校となって以来、グラウンドゴルフ場やトイレも整備され、

遊園地もあります。しかしながら、遊具の破損や使われなくなっているゲートボール場エリアと表土を削ったときの置き場として使用されていた北西部エリアは、雑草が生えたり地面は荒れていて、一部は草刈り機を使用することさえためられるような状況であるとのことです。旧新山中学校卒業生として、学舎の跡地が荒れているという現在の状況を見ると非常に残念です。

中小松公民館や自治会などで年数回、草刈りなど管理されているということですが、問題があった場合の相談窓口がエリアごとに担当部署が違っていて、どこに相談するのかなど大変苦労されていると聞いております。

いずれかの部署で一元管理し、誰もが利用しやすい公園として住民の協力を得ながら、もっと手を入れていくべきではないかと考えますが、町の考え方をお尋ねします。

次に、ダリヤ園エリア「鏡沼」について質問します。

ことしも8月25日に川西町商工会青年部主催の第3回国際水上爆走大会が開催されました。毎年テレビの全国ニュースにも取り上げられ、年々参加者も増加しているとのこと。ダリヤカップマウンテンバイク大会、パークゴルフ場などとともに、観光の資源としても大事にしていくべきではないのかなと考えます。

さて、その会場となる鏡沼ですが、近年、ヒシの増加により水質が悪化しています。においも悪く、このままでは来年以降の水上爆走大会の開催も危ぶまれ、ダリヤ園訪問者などの観光にも悪印象を与えかねません。

南陽市の白竜湖などでは湖消滅の危機ということで、置賜農業高校の生徒さんらのヒシ刈り作業が行われました。

鏡沼の場合、沼の反面がヒシで覆われ、沼の規模を考えるとしゅんせつ工事によりヒシを除去し、その後、草魚を入れるなどの方法が適しているのではないかと思います。

鏡沼を名前のとおりきれいな鏡沼に回復し、ダリヤ園エリアの魅力をアップするお考えはないかお聞きします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 井上晃一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校跡地利用についての旧東沢小学校跡地利用についてであります。平成30年3月に閉校した旧高山小学校及び旧東沢小学校については、現在、普通財産として総務課が

維持管理を担っており、支障のない範囲で体育館をスポーツ少年団等の活動のため貸し出しを実施しております。

両施設のあり方については、平成30年3月に策定した川西町公共施設個別施設計画において、本年度を目途に利活用または除却の検討を行うこととしており、利活用に当たっては地域の理解や地域づくりの観点から、まちづくり課が窓口として地区との意見交換及び関係各課との情報共有を行っております。

ご質問の旧東沢小学校の利活用についてであります。東沢地区では平成29年7月に先進地の視察を行ったほか、地区内全世帯を対象にしたアンケート調査の実施、平成30年9月からは小学校校舎跡地利用検討委員会を設置し、施設の現状確認やさらなる先進地視察を行うなど、これまで7回の検討委員会が開催されております。

町としては、施設の利活用や運営に当たっては、地域での自主運営が基本である旨を示しており、今後、東沢地区における検討の結果、意向等を踏まえながら利活用または除却について方向説明を示してまいりたいと考えております。

なお、旧高山小学校については、現在利活用に向けた照会を受けており、事業者の意向、方向性が示されれば地域との協議の意見集約も必要になると考えております。

次に、旧新山中学校跡地、現中小松多目的運動広場についてであります。旧新山中学校が閉校した後、敷地全般は昭和59年度から町の普通財産として総務課が管理しておりましたが、昭和62年に川西町ゲートボール協会の要望により新山ゲートボール場として一部を整備し、教育委員会が町ゲートボール協会に管理運営をお願いしてまいりました。しかしながら、これまで主に使用してきた中小松ゲートボール協会員や愛好者もここ数年活動されておらず、本年6月に今後使用しない旨の申し出があったところであります。

また、この新山ゲートボール場を除く残地については、平成21年当時、中小松自治会より活用したいので整備の許可を求められ、許可したものの整備までには至らず、川西町グラウンドゴルフ協会から強い要望があり、町総務課がかかわって表土をはぎ取った段階でグラウンドゴルフ場として活用する方向が定まり、教育委員会が所管する社会体育施設として平成23年4月より新山ゲートボール場から新山多目的運動広場へと名称を変更し、同年6月末から8月中旬にかけて8ホール設置できるグラウンドゴルフ場の整備を図り現在に至っているところであります。

運動広場を他用途に使用する場合は、常設してあるグラウンドゴルフ用具を取り除いて使用することとし、当該広場全般の維持管理については、町グラウンドゴルフ協会及び中小松

自治会で年に数回程度の除草作業等を行っていただいている状況であります。

次に、新山神社参道の南側にある新山児童遊園であります。もともとこの中にあったトイレについては、老朽化により平成28年に東側入り口付近に新築いたしました。トイレの清掃等については委託により定期的に行うとともに、園内遊具等については地域整備課で点検、修繕等を行い、草刈り等日常の維持管理については地元中小松自治会のご理解とご協力のもと作業をお願いしております。

設置している遊具については、ことし6月に点検を実施し、滑り台については腐食が激しく危険と判断し使用禁止といたしました。今後については、引き続き遊園内の適正な維持と安全管理に努めてまいります。

このほか残る旧校舎跡などの北西部は、使用目的がない普通財産として総務課が所管する管理エリアとなっており、地元の皆さんからは過日、繁茂する草の管理について要請をいただき対応したところであります。

また、新山神社は氏子を初めとする地元の方々が管理なされております。このようなことで、現在は関係各課がそれぞれ所管エリアの管理をしております。今後とも所管課が連携、連絡を密にし、地域の方々に気持ちよく利用していただけるよう維持管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、本エリア一帯の公園化の拡大、一元管理等については、現在のところ具体的な構想や考え方は持ち合わせておりませんが、今後の取り扱いについて地元の皆さんのご意見等を伺いながら検討課題として考えてまいりたいと思います。

次に、ダリヤ園エリア「鏡沼」について、鏡沼のヒシ増加対策についてであります。鏡沼については、置賜公園周辺施設として町で管理、運営を行い、樹木や芝生の管理及びごみ収集等を行いながら環境整備に努めているところであります。

平成28年度に策定した川西町観光基本計画において、川西ダリヤ園を中心とした一帯に観光資源が集積しているエリアを町ではふれあいの丘として位置づけており、平成30年度からはパークゴルフ場もオープンし、昨年度のふれあいの丘の利用者数は19万2,000人と多くの方々が訪れております。

また、議員のご質問にありましたとおり、ダリヤ園を中心に多くのイベントを開催しながら観光PRに努めているところであり、水上爆走大会については、川西町商工会で平成28年より国際水上爆走大会と名称を変更し、町内外から多くの参加者や関係者が来場し、本町のにぎわいづくりにつながっており、大変感謝しているところであります。

さて、議員ご指摘の鏡沼のヒシについては、通常の管理業務では駆除することができず、現在に至っている状況であります。

ヒシは全国の湖沼でも最も一般的な水草であり、水の底に沈んだ種から茎を伸ばして水面に葉を広げる一年生草本であります。

ヒシの過剰な繁茂被害は、滋賀県の琵琶湖や長野県の諏訪湖でも毎年駆除しているようであり、全国的にも問題視され、近隣では南陽市赤湯の白竜湖も同様な状況であり、南陽市内のカヌー愛好家の皆さんでつくられた南陽カヌー・カヤッククラブが中心となり、カヌーに乗ってヒシの駆除をするなどの事例も見られております。

本町においても、これまで鏡沼の環境整備については、近年では平成27年度に水質改善や外来魚の個体調査及び駆除、さらにはヒシの駆除を目的に排水を行い環境改善に努めてまいりました。また、平成30年度には、川西町商工会青年部において、提案公募型事業として「川西かいぼ～沼の水ぜんぶぬく」の取り組みにより、沼の水を抜き底のごみ拾い等を実施いただいた経緯があります。

今後の対策として、ヒシの駆除は抜き取る手法が低コストで最善と言われておりますが、鏡沼の水源である白川土地改良区を管理する新八堤にも湖面全体にヒシの繁茂が確認されており、発生源となる種子が上流から流入し再発生することが考えられますので、白川土地改良区を初め関係段対と連携し、先進事例等を参考にしながら対策を研究してまいりたいと考えております。

以上、井上晃一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 井上晃一君。

○1番 それでは、まず最初に、東沢小学校跡地、高山小学校も含めでございますけれども、スポーツ少年団等の活動、支障のない範囲で体育館などを貸し出しされているというようなことになっているようですけれども、特に東沢小学校に関しての少年団で利用となりますと、水道であったり電気であったりといったものもちょっと使用することが必要になってくるかと思いますが、そのあたりの管理に関してはどうなっているのかお教え願いたいです。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 東沢小学校についてでございますが、東沢小学校については、貸し出しの状況がございません。現在は水道、電気等はとめております。

○議長 井上晃一君。

○1番 その後、冬場になってくれば今度は排雪、除雪、建物の維持管理等必要になってくる

と思いますが、その辺りの状況はどうなっているのかお教え願います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 除排雪等については、最低限と言うとちょっと言葉があれなんですけれども、必要な状況に応じての管理をしているところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 地元の方との話し合いなども何度も行われたり、先進地視察なども積極的に行われて、何とかまい方向で利用したいという、町も地元の方もそこら辺、町民の皆さんの意見が合致しているところであるとは思いますが、やはりアイデアを求める場合、地元と町ということ以外にもっと幅広く、例えば東沢であれば山村留学などを昔からやられていたり、都会とのパイプもあるわけですし、また最近であれば玉庭地区でアウトバックラボさんなどが雪板で一生懸命活動されていたりという、若者の積極的な活動も目立っております。そういった方々の悪く言ってしまうと遊びの拠点的なものとしての利用などもアイデアとしては考えられるかと思えます。ぜひいろいろな人の意見を聞くような機会があってもいいのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、地区ではこれまで7回にわたってさまざまなアンケート調査も実施しながら意見交換をされております。検討委員会につきましては、地域の若い方々もいろいろな方面からも参画いただいて意見交換を実施している状況でございますので、その中では具体的事例というのは今現在、地区内で議論されておりますので、なかなか今、ここの中では申し上げることは控えさせていただきますが、校舎を残しながら活用するあり方、あるいは校舎をなくしても、そこを広場としての活用もいいのではないかとこのところの意見も出ておりますし、ただ、施設を残すことによつてのやはり管理運営という部分に対する不安という部分もあって、今のところはその意見が出て、その集約にはまだ至っていないという状況であります。議論の過程ではいろいろな意見が出ているということは承知をしております。

○議長 井上晃一君。

○1番 何かにつけてやはりお金のかかる話ですので、どうしても除去というのは、一番後々お金がかからないという方法ではあるとは思いますが、なかなかやはり一旦除去しても、その後の管理等にも問題も、新山中学校の跡地でも同様の除去が行われたわけなんですけれども、さまざまな問題が発生して地元の人は憂慮するというような事態も発生してござ

す。

また、全国的に見ましても、うまくいったり、失敗したりしている事例はありますが、例えばハム工房に利用されたりとか、レストランを開業された方がいらっしやったりとか、あとは大江町であれば、やまさあーべであったりとか、寒河江であればTASSHO（たっしょ）といったような宿泊施設といったいろいろな、逆に人のいないところならではの活用方法もいろいろ見受けられます。

やはりその地元の方と町だけでお話ししていると、どうしても除去という方向に行ってしまうようなんですけども、まだまだそんなに年数もたっているわけではありませんし、可能であれば何がしかの活動、やはりなくしてしまえばその地区の財産がなくなり、ますますその過疎化が進むといった流れになってしまうのではないかと思います、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 利活用については、やはり地元である地域づくりの観点ということが一つ大きな柱がございまして、現在はまず地域の中で議論をいただいているということが先決と町として捉えているところがございますので、その結果を受けて、やはり地区での活用というのは難しいということになれば、その中で他の利活用も含めて、あるいはその施設の除却も含めて方向は示していきたいというふうに思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 その他地区での先進地での利活用については、比較的地元の方がどうしたいというよりは、町であったり、ほかからの方が利用したいということで利用しているところが多いようなイメージがありますけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 その面を含めまして、まずは他地区での利用になりますと、やはりそれについても地域等の理解ということが前提ということになりますので、まずはその辺についても、今地域のところで検討されている状況かというふうに思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 ぜひいい方向での活用を期待しております。

続きまして、新山中学校跡地のほうにちょっと少し質問を移したいと思いますけれども、遊具のところ、やはり6月の点検でふぐあいが見つかったと。その後、黄色テープが張られて立ち入り禁止などになっております。

やはり公園という施設でありますから、何カ月もほったらかしにしておくというのは、なかなかちょっといかなものかなと。できれば、補修とは言わなくても撤去の段取りをすぐするなりといったことはできないのか、ちょっとお尋ねしたい。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問に答えたいと思います。

地域整備課の児童遊園ということで長年管理しております。数多くの遊具があるわけではないんですけれども、ある一定程度使用しておりましたが、今年度実施いたしましたところ、腐食が激しいということで現在の状況になっております。

今後は、ただいま議員ご指摘のとおり撤去も含めまして、早急に解決策を見つけないかと思っております。現実的には新設という点では相当な建設費がかかってしまいますので、撤去のほうで検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 ありがとうございます。ぜひ早急に対応をいただければと思いますが、先日の役場の跡地の利用のアンケートを見ますと、交流施設というのが一番だったんですが、2番目に、公園や遊べるところというのが非常に高い数字で出てきておりました。新山の遊園地もそうですし、あとは美女木の広場であったりとか、それなりに遊べそうなどころもあるわけですが、やはり町民の意識としては小松地区にはそういった遊園地、遊べるところ的なところがないという、ちょっとイメージがついてしまっているのかなと思います。

それは新山中学校の跡地がほぼいつでも雑草がいっぱいで、非常にちょっと遊園地であったり公園であったりというイメージではないと。地元の方は、いろいろなところで草刈り等をいろいろな関係の方がやっただけしているともお伺いしておりますけれども、例えばすぐ近くに県営の館之北団地、町営館之北団地等あるわけですが、そういったところから苦情等、特にないものかどうかお伺いしたいですけれども。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 私どもが把握している時点では、そういった苦情はないというふうに認識しております。

○議長 井上晃一君。

○1番 ありがとうございます。

ちょっと広い目で見ると、団地の中庭の延長にも見えるわけで、そこが雑草でぼうぼうというのはちょっとどうなのかなと。あと、そういうふうにやはり雑草が生い茂っているとい

うことは、蚊媒介感染症やツツガムシ病、有毒なへびなどのリスクなども非常に高くなるのではないかと考えますが、そのあたりの管理に関するご意見をお伺いしたい。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 町長の回答の中でも申し上げましたとおり、各管理エリアということで、議員ご意見の一括という点では、なかなか現時点では難しいと考えておりますので、それぞれの所管するこのエリアを適宜草刈り、除草等々を行っていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 1番井上晃一君。

○1番 なかなか管理が分かれているということで、1つのことが一遍に進まないという。やはりこの今いろいろな役所、例えば私も先日視察に行ってきました長岡市の市役所などでは、窓口のワンストップ化ということで、例えば苦情等が1つ出ると、役場の内部のほうで情報共有して、その相談者に答えを返すといったワンストップということをもう取り入れて、心がけていると、日本一の市役所を目指しているんだというようなことを言っておられましたけれども、新庁舎になり今度はICT等も積極的に活用できる状況になるのではないかと思いますけれども、そういった方向で一元化の管理、特に雑草の刈り取りを各課ごとに別な時期にやっていたのでは伝染病の管理などでも有害な生物、ちょっと刈ったエリアからはほかに移り、それで、なかなかしたたかに生き残りを図られるかと思うので、ぜひこの情報の一元化ということを積極的に取り入れていただきたいのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 井上議員には、大変地元の皆さんなどのご意見などをいただきながら質問いただいたんだろうというふうに思いますので、ご負担をおかけしたことをおわび申し上げたいと思います。

答弁書にも書かせていただいたのですが、それぞれ今までの歴史の経過の中で、中小松自治会から使わせてほしいというお願いをいただいたり、さらにはグランドゴルフ協会が整備は自分たちでやるから場所を貸してくれという強い要請もいただきながら、町として計画のない中を対応してきた経過もありまして、さまざまな形で利活用していただけることは大変我々にとってもうれしいことでもありますので、その支援をしてきたところでもあります。また、その後、長年経過をしますと役員がかわられたり、また団体の活動が低下するというようなこともございまして、今日に至っているのかなというふうに思っております。

町の財産でありますので、町全体として取り組んでいくということは変わりはないわけ
ありますので、この歴史を踏まえながら、住民の皆さんの利活用しやすい環境を整えるとい
うことについては、町として責任を持つというふうに思っておりますので、いろいろ分担は
ありますけれども、全体的には総務課が所管しながら対応をしておりますので、地域整備
であったり生涯学習であったり、いろいろな声が寄せられれば全体として連携を図って、総
務課を中心にしながら維持管理に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後
ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 井上晃一君。

○1番 ありがとうございます。決して、悪いということではなく、逆に役場の皆さんの負担
を減らすという意味でも、ワークフローということだと思ひますけれども、情報を共有化、
一元化して、皆さんが一々苦情を言われること、それを減らせる。そして、できる仕事も多
くなるといった方向に進んでいただければなと思ひます。

続きまして、鏡沼に関しまして、ちょっともう少し質問させていただきたいと思ひます。

先日、同じヒシ対策で苦勞しておられる白竜湖で置賜農業高校の生徒さんが活躍されたとい
うことが山形新聞に大きく載って報道されておりましたが、そのあたり置賜農業高校さん
がどういった活動をされたのかとか、そのあたりの情報は町では知っていらっしやるでしょ
うか。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 今ありました内容につきましては、私どもも8月の山形新聞に掲載された
内容で情報を確認をしたところでございまして、その詳細の内容、置賜農業高等学校さんが
どのような形でかかわったかというところについては、まだ情報収集はしておれない状況で
ございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 非常に置賜農業高校さんの名前が取り上げられていて、すばらしい活躍だなというこ
とで私も見させていただきました。

それで、あと商工会さんであったりとかでも、昨年水を抜いてかい掘りをされたりという
ようなことで、きれいにしたいという思いで活動をされておられるようですが、ことし現在の
状況でも、もう既に半面が覆われていると。やはり一年生の草木ですので、やはり農家の
皆さんもそうなんでしょうけれども、雑草など毎年しょっちゅう刈らなければいけない、そ
れはすごい労力が必要。費用はかからないのかもしれませんが、労力が大変かかるというこ

とで、いろいろなところで雑草には苦勞しておられると思いますが、かい掘りでもなかなかちょっと取り切れないのではないかと。

そして、大きさもさほど大きくはない沼ですので、ここはしゅんせつして土を取り、ある程度きれいにするめどをつけてから、今度は漁協さんあたりとも相談されたりしながら、草魚などのヒシの種をえさとする魚などを放したりしながら、ヒシの成長をしないような沼に一度大きく手を入れるのが最善なのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 おっしゃる鏡沼でございますが、面積的には1ヘクタールございません。

0.8ヘクタールぐらいという、そんなに大きくない沼でございます。

ヒシは言われますとおり一年生ということで、種がこぼれてこれが発生するということが言われておりますので、これまであったように水を抜いても種が残るというようなことですぐに生えてくるというのがこのヒシの現状かなというふうに理解をしています。となりますと、やはりヒシを抜き取るということが一番の現状でございます、その方向として手で抜き取ったりということが一番経費的にはかからないというふうに思っています。

しゅんせつとなりますと水を抜いて、そこを重機でということになりますと、相当なそれに係る重機を入れるための仮設工事等々が想定をされ、非常に経費的に膨大になるのかなというふうには想定をしているところでありますので、基本的には抜き取るような方向でどんなことができるかということ、これから対策として検討していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 やはり大きなお金のかかる事業ですので、すぐしゅんせつということにはなかなかなりにくいのかなと思います。

お答えにも書いてありましたとおり、ダリヤ公園の上の新八堤のほうも何と申しますか、鏡沼以上にちょっとヒシの面積が多く、もうかなり一面嫌なおいがちよとしていたりというような状況でもあります。もう花が咲いて、実をつけて種をばらまかれてしまっからの抜き去りでは、ちょっとどうしてもやはり遅いのかなということで、春雪解けぐらいからもう出てきたらすぐ片っ端から抜いていくような方向で進めないと、なかなかその除去までは至らないのかなと思いますが、そのあたり何か計画等おありなのかお教えいただきたいと思っておりますけれども。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ありましたように、鏡沼の水源はダリヤの上流部にあります新八堤からの水源になります。

現地を見ますと、新八堤は全面がヒシに覆われている状況だということでございますので、やはり両方のこの沼をヒシ対策をしていかないと、片方だけではなかなかいかないだろうなというふうに理解をしておりますので、現段階ではこのヒシ対策について具体的な手法というふうに、これからの研究ということになるわけでございますが、ありましたとおり上流の新八については改良区という管理者がございまして、そういった方々と話し合いを持ちながら、あるいはその抜き取りの方法の中で、ダリヤ園で釣りをされている方等々もございまして、あるいはその県南漁協の川西支部の方についても水抜き等でいろいろ協力いただいておりますので、どのような方法でこれが改善できるか等については、今後関係者と話し合うなど機会を持ちたいなというふうに思っております。

○議長 井上晃一君。

○1番 ぜひ水源の管理者の方とも話し合いを密にさせていただいて、もともきれいにしていたければなおいいのかなと思います。

例えば、ヒシを抜き去るということであれば、ちょっと状況はよくわからないのですが、置賜農業高校さんにカヌー部等があるのかどうか、ちょっとそのあたりのことはご存じでしょうか。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 カヌーの所有状況については、ちょっと私も把握しておりませんが、ただ白竜湖については、南陽市はカヌーを使った愛好者ということなので、そちらの団体の所有かなというふうには想定されます。

○議長 井上晃一君。

○1番 何というか、きのうの質問でも、やはり置賜農業高校さんとの連携というようなことをいろいろお話しされておりましたが、ぜひこの新八堤に関しても協力を仰いだり、活躍していただいたり、アイデアをいただいたりということで、そこでも置農さんの潜在能力というか、そういうことを世間に知らしめることもできる可能性があるのではないかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 今、井上議員からありましたように、南陽市での事例等々もありますので、その辺の協力のあり方については、置賜農業高等学校さんにもお話をさせていただきながら、

その中でどこまでということになるわけではありますが、まずは話はさせていただきたいというところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 私もぜひそうしたいと思います。置農さんの活躍がまたそういったところで注目され、すばらしい学校だなということが広まれば、なおさら町にとってもいいのかなと思います。

しかも、鏡沼周りなんですけれども、ハーブ園が割と早い時期からのオープンということで、そのころから沼の周りを非常にきれいにされているなという印象は持っているんですけども、やはりなかなか湖面の中の問題という、すぐ何かという対策は打ちにくいのかと思います。ぜひ長期的な目で来年の鏡沼のヒシをどうするのか。今の抜く、どうするというのではなく、来年以降にも準備をしていくということがいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ヒシ対策等々については、これまでもお話し申し上げましたとおり、関係団体と協議を進めながら、その対策については来年すぐできるかということはあるかと思いますが、早急にそのような会議等々を進めてまいりたいというところでございます。

○議長 井上晃一君。

○1番 公園の遊具などはできれば早くということではありますが、やはり沼の中の話ですので、今あることを今すぐというのはなかなか難しい話で、ある程度長期的な視点というものが必要なかなと思いますので、ぜひ先を見越して行動していただければと思います。

あとは、先ほどの新山神社の遊園地のときもちょっとお話をさせていただきましたけれども、役場の跡地を遊園地や公園にしたいという、それに関しても、やはり置賜公園の跡地なども桜の時期などは、非常に先日も黒べこまつりなどありまして大変にぎわったのではいかと思いますけれども、雪のない時期、通年通して置賜公園跡地などはちょっとした散策にはとてもいい状況で、鏡沼がきれいであれば、なおさらふれあいの丘エリア一帯の価値が上がるのではないかなと思います。

9月15日もダリヤカップのマウンテンバイク大会行われますけれども、そのとき来られた方々がちょっとおいて嫌だなとか、そんなイメージを持たないといいなと思っているのですが、できればきれいでいいところだから、また来年も来たいと、そう言っていたらいいようなふれあいの丘一帯であればということをお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

○議長 井上晃一さんの一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時35分といたします。

(午前10時15分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 第2順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

5番吉村 徹君。

第2順位、吉村 徹君。

(5番 吉村 徹君 登壇)

○5番 改めましておはようございます。早速質問に入らせていただきます。

小・中学校における給食費の無料化について質問いたします。

現在、川西町においては全校で自校方式での給食が行われ、子供たちの健全な発達を支える上で、栄養バランスのとれた給食は重要な役割を果たしていると考えます。その給食費の保護者負担軽減についての町長の所信をお伺いいたします。

今般、10月から消費税の値上げが行われようとしていますが、軽減税率等によって負担を少なくしていくようではありますが、それも期間が限定されるなど小手先の策と言わざるを得ないわけではありますが、危惧されるのは消費税の値上げにより、当然食材費などにも影響が出てくることによって、給食費の保護者負担が増加することになるのではないかと考えられるが、初めに、消費税値上げによる給食費の影響について町長のお考えをお聞きいたします。

平成26年だと思いますが、第5次総合計画策定の折に町民の皆様からまちづくりアンケート調査が行われましたが、その中で「少子化・子育て対策として何が重要だと思いますか」との設問に、全体の36.2%の方が、「子育て及び教育に対する経済的支援」と答えられています。年代で見ると特に20代、42.7%、30代、50%、40代、39.6%と子育ての世代の方々には切に経済的支援を求めている状況にあります。

そのアンケートの集計結果分析の中で、子育て世代における子育てに対する経済的な支援への期待値は高く、少子化・子育て対策はもちろん若者の定住促進にも最も効果があるものと書かれており、それを受けて第5次総合計画に反映され、施策の柱3、子供が夢を持ち、

健やかに育つ環境づくりの中の施策1、子供環境充実の中の主な取り組みについて7つほど挙げられていますが、その中で子育て世代の経済的負担の軽減を図るため支援制度を創設しますと書かれておりますが、それらに対する取り組みはこれまでどのような形で取り組まれてこられたか、町長にお伺いいたします。

現在、給食費の保護者負担の無料化及び助成を求める取り組みが全国的に広がっている中で、山形県内の自治体においても13市町村において何らかの形で保護者負担に対する助成が行われていると聞いておりますが、特に鮭川村においては全額無料化、西川町、尾花沢市は半額助成となっているようであります。近隣においては南陽市、長井市、白鷹町において補助として負担軽減に取り組んでいるようであります。

当町における今年度の給食費、生徒1人当たりの金額についてお聞きしたところ、各小学校の金額については町内6校の平均額で月額4,786円であり、年額5万7,432円となり、中学校は月額5,022円、年額6万270円であり、中学生1人、小学生2人の3人の子供を持つ保護者負担は月額1万4,594円、年額にして17万5,134円となり、家計にとっては大きな負担となっているのではないのでしょうか。

このような現状を考えながら、当町においても何らかの形で給食費に対する補助を行っていくべきであると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

給食費の無償化については、憲法26条に「義務教育は、これを無償とする」と書いてあるように、給食は食を通じた子供の心身の健全な発達を目的とし、食育の推進を進める教育の一環として実施されていることを考えるとき、国の責任において全ての子供の健やかな成長のために、学校給食の無償化を初めとした義務教育の完全無償化について働きかけていくことが重要であると考えますが、お考えをお聞かせください。

最後になりますが、幼児教育・保育の無償化が消費税の増税にあわせた形で10月に実施予定であります。その中で保育園給食費の負担についても、副食材費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することとなるようでありますが、当町における幼児、保育施設における取り組みについてお聞かせいただきたい。

また、このたびの無償化に該当する保護者の方々に対する周知については、どのような形で行われるのかについてもお伺いいたします。

以上、第5次総合計画も前期計画が終わろうとしており、後期5年間の計画も作成され始めようとしている状況である考えますが、計画実施に向けて出されました町民の皆様の声を振り返りながら、何を重点的に取り組むべきかを精査しながらの後期計画であることを切望

し、一般質問とさせていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小・中学校における給食費の無料化について、消費税引き上げによる食材費への影響についてであります。本年8月2日付で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、10月1日からの消費税率が10%に引き上げられることに伴う学校給食費に係る消費税の適用税率について通知がありました。

通知では、学校設置者がその児童又は生徒の全てに対して、学校給食として行う飲食料品の提供という要件を満たしている場合は、消費税の軽減税率が適用される。このため、消費税の引き上げに伴い保護者が支払う学校給食費はふえることはないと考えているとしております。

本町においては、通知にある要件を満たしておりますので、消費税引き上げに伴い保護者の学校給食費の負担がふえることはないものと思っております。

次に、子育て世代への支援についてであります。経済的負担の軽減を図るための取り組みとして、ひとり親家庭支援として児童扶養手当については、所得や子供の数に応じて児童手当に加えて支給するもので、現在、対象者は116人となっております。また、生活保護については、子供がいる1世帯に生活保護費を給付しております。このほか医療費については、所得にかかわらず平成29年度から無償化の対象を満18歳まで引き上げているところであります。

教育関係の支援については、要保護・準要保護世帯に対して学用品費や修学旅行費などのほか、給食費についても就学援助として支援し、援助を受ける児童・生徒数は、今年度当初において小学校では46人で、全児童数の7%、中学校では38人で全生徒数の10%が認定され、平成30年度実績では約933万円の給付額でありました。

また、放課後児童クラブを利用している準要保護世帯には月6,000円、多子世帯には月4,000円補助金を交付しており、さらに全クラブ児童1人当たり月1,000円の補助もあわせて行っております。

以上の取り組みについては、今後も継続して実施する考えであり、さらにことし10月1日からの幼児教育・保育料の無償化実施とともに、3歳児から5歳児までの全幼児の保護者とゼロ歳児から2歳児までの子供を持つ住民税非課税世帯を対象に保育料を無償とし、食材費

についても後ほど詳しくお答えいたしますが、低所得者に対して無償とするなど、子育て世代の経済的負担の軽減を図る予定であります。

なお、子育て世代の生活支援を目的として、ことし8月、町内の小さなお子さんを持つお母さん方が川西町こども食堂なかよしキッズを立ち上げました。8月のプレオープンでは、子供17人、大人17人が参加、食事や遊びを通じて子供の居場所をつくる取り組みを今後も毎月1回のペースで日曜日に実施する予定となっております。

町では、本事業に対し補助金を交付し支援しておりますが、今後も町民みずからの取り組みについても推進しながら、町全体で子育て世代を支援するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、給食費の補助についてであります。議員ご指摘のとおり、県内の一部自治体において、子育て支援や人口減少対策などの観点から学校給食費を無償化、あるいは一部補助している団体があることは承知しております。

子育て支援については、さきに答弁申し上げましたとおりであります。本町の学校給食関連経費は年額2億円を超えております。そのうち町は施設整備と人件費、修繕費等約1億4,000万円を支出し、保護者の皆様には食材費として約6,300万円のご負担をいただいております。一方で、経済的に困窮している世帯の給食費については就学援助として町が支援しております。

学校給食に必要な多くの経費を負担している中、児童・生徒の給食費を町が負担することは、新たに大きな財政負担を伴うこととなります。今後も健全な財政運営のもと、将来にわたり安全・安心な学校給食を実施していくためにも、食材費の負担については引き続き保護者の皆様をお願いしたいと考えております。

次に、国への無償化に向けての働きかけについてであります。議員ご指摘のとおり、憲法第26条第2項に、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とあります。一方で、教育基本法第5条第4項に、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」と定められております。また、昭和39年の最高裁において、「義務教育の無償とは、授業料を徴しない」との判決があり、その他の経費等については保護者が子女に教育を受けさせる義務として負担するという考え方であり、

以上のことから、憲法第26条第2項の無償とは、授業料不徴収の意味と解するべきと思わ

れます。また、学校給食法及び施行令では、学校の設置者と給食を受ける児童・生徒の保護者が学校給食に係る経費をそれぞれ分担し負担するよう定められており、施設・設備・運営に関する経費は学校設置者が負担、それ以外の経費等は保護者負担とされております。

町では、さまざまな行政サービスの対価を設定する場合、目的や運営に係るコスト、負担の公平さや応益負担、サービスを無料とした場合に不公平感を生むことがないかなど、さまざまな観点から慎重に検討を行っております。給食費の無料化については利用できる方が限られており、子育てを社会全体で支えていくという点で意義ある施策でもありますので、法の趣旨や近隣市町の状況などにも留意しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、幼児教育・保育の無償化についてであります。ご質問にありました副食費については、副食とはいわゆるおかずのことであるため、従来から保護者から実費を徴収する費用として、通園のための送迎費や行事費などと同様の扱いとして、国では、幼児教育・保育の無償化の対象から除くこととしました。

町立の幼児施設における副食の提供と徴収の現状、そして今後の対応について申し上げますと、美郷幼稚園、北斗幼稚園及び玉庭へき地保育所については、月曜日は毎週「お弁当の日」とし、ご飯、副食ともに自宅から持参していただき、火曜日から金曜日まではごはんは自宅から持参とし、副食は保護者と業者の契約により製造、配達されております。

現在、1日単位の予約制で日額220円を保護者が直接業者に納入しておりますが、無償化に伴い法律等が改正され、今後は徴収は町が行い、日額220円の料金は現行と同額とし一月単位で保護者から納入いただくことといたします。

また、小松保育所については、月曜日から土曜日まで副食を施設内で町調理師が調理したものを提供し、月額制で保育料の中で副食費を含むものとして、まとめて町に納入いただいております。しかし、今後保育料が無償化となる中で、残る副食費の取り扱いとその額の設定について、全国的な課題となり、このたび国から公定価格として月額4,500円を目安とすることが示されました。このことを受け、他の幼児施設の副食費の均衡等を考慮しながら、町では国の公定価格と同額を月額とし、今後も保護者から町へ納入いただくことといたしました。

なお、私立の場合の副食費であります。原則として幼児施設の判断によるものとされており、町立の施設も同様であります。保護者に対し副食費の額や徴収方法などについて、書面で説明、同意等が義務化されたところであり、法律等に基づき対応することとしております。

さて、幼児教育・保育の無償化に伴い、この副食費についても無償化の対象として取り上げられ、その条件として年収360万円未満相当の家庭の子供、又は年収360万円以上の家族であっても、第3子以降の子供に係るものは無償化の対象となりました。なお、町立の幼児施設において対象となる子供の数は合計60名程度と想定しております。

保護者に対する幼児教育・保育の無償化に係る周知については、幼児施設によって制度が一部異なることから、幼児施設ごとに制度の内容を掲載するパンフレットを作成し配布いたしました。さらに町では、別に全ての保護者に対してチラシを作成、配布し、その中で問い合わせ先を明らかにしながら、直接の質問等にも応じる体制をとってまいりました。また、認定の手續を要する保護者の方には直接に通知を行うなど、事務に遺漏のないよう十分に留意し、今後も対応してまいりたいと思っております。

なお、一般向けの周知については、8月から町報による特集記事やホームページ掲載を通して、広く町民にお知らせをさせていただいております。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 初めに確認しておきたいんでありますけれども、ただいま町長からお答えありましたように、消費税の影響の関係で、今後とも給食費の負担増はないと考えていいかどうか、確認したいと思えます。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 町長が答弁しましたように、学校給食費に係るものについては、今の税率の8%が継続されると思っております。議員の質問にありますいつまでこの軽減税率が続くかということについては、税務当局のほうにも確認しましたが、その終わりのところについては、まだ国から何も言われていないというようなことでありますので、今の現状が続く限りはこのままの給食費で推移できるのかなというふうに考えております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 次に、就学援助制度という制度があるわけでありまして、これによって町のほうでは資料いただいたところによりますと、給食費のほうに予算化されているという状況であります。この仕組みにつきましては全国で149万人の方が利用されておまして、援助率については15.49%という報道がされておりますけれども、この就学援助制度も2005年、小泉政権の三位一体改革によって、就学援助の国庫補助が一般財源化されて、何に使ってもよいお金となって町に交付されていると思えますが、当町にはいかほどの交付額が納入されて

おるのかお聞きしたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 ただいま議員からご紹介いただきましたように、一般財源化されたという経過がございますが、今年度、普通交付税の額は確定をしたところでございますが、そのうち幾らという詳細の金額につきましては、今現在持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 よろしくお願いいたしたいと思います。

予算的に厳しい町の財政の中で、当然町長のご回答のように、給食費の無料化というか減額等はできないというような話になっているわけですが、やはりそういった財源、もし名目的には就学援助制度という資金の中で、それを回せるような方向性があれば何とかかわずかでも、本当にアンケートにあったように、親御さんたちは経済的支援を願いたいということを叫んでいるわけでありますので、そこに向けてやはり対策を立てていく必要があるのではないかなというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、県内13市町村、37%の自治体でいろいろな形での補助等が行われております。先ほど申し上げた、ほかの、近隣で言いますと、長井市では1食10円と米飯代の補助ということになっています。南陽市は、第3子以降、所得に応じ無料、半額、4分の1補助と、白鷹町は1食13円の補助と、こんな感じで近隣の町村も行っているわけがあります。

本来ならばこの給食費無料化については先ほど申しましたように、国の政策の中で子供たちの健やかな成長を見守るという形では、本当に国が何とかしなくてはいけないものだと思っております、それに対してやはり町としても声を上げながら、何ほかでもこの子供たちの保護者の負担軽減に努めていければなと思っておりますが、そこら辺の町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 他の自治体でさまざまな支援策を講じられていると、ご紹介いただきましてありがとうございました。

川西町でも、例えば先月に食材の提供という形で米沢牛を提供しながら、小・中学生がおいしくいただいたという感想をいただいているところであります。さらには、浴浴センターまどかを利用して、ダリヤパークサービスとあわせながら町も支援して、中学3年生に食育

教育などもさせていただいて、さまざまな特色ある取り組みをさせていただいているところ
であります。

あわせてでありますけれども、他の自治体では、給食のセンター化でさまざまな合理化が
図られている中、本町では、それぞれの学校に自校炊飯を維持しているということでござい
ます。その経費を先ほどご紹介させていただきましたけれども、そのこと自体で子供たちの
給食支援は大きなウエートを占めているところでありまして、さらにそれに上乗せをする
ということについて、今後の給食のあり方そのものも考えなければ、そういったものが捻出で
きないような状況になっていくんだらうというふうに思っておりますので、現行で自校炊飯
で子供たち、特に川西中学校の先生方から本当に賞賛の声を寄せていただくのは、他の自治
体で勤めたときに食べた給食と全く違うと、大変おいしくいただいているという声を寄せて
いただいております、そういう意味では教育環境の整備については、町としてもしっかり
取り組んでいるということをご理解賜りたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 本当に自校方式での給食という形で、自分のところの地元の玉庭小学校の子供たちも
おいしいものを食べさせていただきながら成長しているわけでありまして、これはこれとし
て川西町の持つ一つの子育て支援対策の中でのやはり誇れるものだと思いますので、これは
できれば継続していただきたいと思いますし、それに係る財政について、やはり検討
しながら進めていくということが基本になってくるのではないのかなというふうに考える
ところあります。

そういった意味で、学校給食法のほうにちょっと触れたいと思いますが、町長のほうから
話がありましたが、学校給食法が施行された後に、自治体が、町では施設等運営に関する経
費は設置者負担ということで、それ以外の費用は保護者負担ということは、また食材とかと
いうふうに理解するわけですが、しかし、学校給食に、あの当時は文部省だったわけ
であります、今の文科省でも通用するということになっておりますけれども、自治体が食
材費を負担するということは禁じない趣旨を明記しております、自治体が食材等を出して
はいけないというふうには言っていないという理解でいいのかなというふうに考えていま
すが、いかがでしょうか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 ただいまの学校給食等の考え方については、議員ご指摘のとおり、法律でそ
ういうふうに分担をするということになっているが、保護者負担分について自治体が負担す

ることについて文科省のほうで禁止しているわけではないというふうなことについては、ご指摘のとおりでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 でありますので、いろいろなやり方によってはそれなりのやはり負担を少なくしていく方法も考えることもできるのかなというふうに捉えさせていただきたいと思います。

あと、要保護・準要保護世帯に対して、本当にいろいろな意味で年収350万円以下の非課税世帯に対する手厚い施策が行われているわけでありまして、殊この給食費に関しましては、先ほど申しましたように憲法で規定してあるように、義務教育は無料であるという、その権利を受けるのが子供たち一人一人であって、親の収入には関係なくて、一人の権利として捉えて、やはり一人一人の給食費の値下げを図っていくということが必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 準要保護世帯、要保護世帯、大変生活に困窮されている世帯が現実にあって、その家庭を支援するというところで給食費の減免をしているわけでありまして、あわせて年収の低い家庭についてもそういった制度が取り組まれているところであります。

全てサービスを提供するとするならば、国の施策として取り組んでいただかないと、小さな一自治体でできる内容を超えておりますし、先ほど申し上げましたとおり自校炊飯をするということ自体が、国からすれば合理化しなさいという観点で集約をするようなこともやはり求められている。行財政改革の一環の中では入ってくるわけでありまして、そういう意味で川西らしい給食を提供するというところで、自校炊飯を維持していること自体に、ぜひご理解賜りたいというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 本当に厳しい財政とそういう状況であることは、重々わかるわけでありまして、国のほうの政策、考え方が変わらなければ当然そういった対策がとれないという状況にありますので、ぜひやはり力強く国のほうに要望しながら実現に向けて頑張るし、私も頑張るし、町長にも頑張っていただきたいというふうに考えるところであります。

先生方の文部省の学校における働き方改革ということの緊急提言ということで、2017年8月あたりに出されていると思いますけれども、地方公共団体に給食費の公会計化を進めるとともに、学校徴収金について口座振替、納付等による徴収、教育委員会の責任のもと地域や学校の実情に応じて事務職員等を活用しながらの未納金の督促の実施等、教員の業務としな

いよう直ちに改善に努めることとしているという形での提言があるようでありますけれども、今までは、今の学校の先生方が食材費というか、私会計と言われる学校での会計をやっているわけですが、今後は国として、今先生方の働き方改革の中で、その仕事を教育委員会に向けようとされているのではないのかなと思っていますが、どうでしょうか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 ご指摘のとおり、教師の働き方改革については国のほうからいろいろな通知等が来ております。その中で、学校給食費の事務についての取り扱いについても指摘があるのはご指摘のとおりであります。そういった意味で本町の実態をご説明させていただきますと、本町のほうの全ての学校で給食費が滞っていると、年内に納まっていないという未納というところはございません。

さらに、その状況、未納はないんですけれども、では給食費の納め方の実態はどうかというふうに調査したところ、各学校で少しおくれのある世帯はあるものの、それについては先ほどの支援を受けている世帯のほうに支援金が支払われるのは半年ごととかという期間がありますものですから、そういった世帯において若干のおくれがあるというような報告があったりしております。

また、先生方の負担についてお聞きしたところ、米沢から移ってこられた先生のお話をお聞きしたところ、米沢では今議員ご指摘のとおり督促なんかをかなりやらなければならなかったのですが、川西に来たところ、そういったものは一切なくていいと。ほぼしなくていいし、おいしい給食も食べられて、ここはとてもいいというようなお話でありまして、その件については、先ほどの各学校の納入状況や督促の状況というかおくれの状況なんかを考慮すれば、ほぼほぼそのような状況になっているのかなというふうに思っております。

ただ、文部科学省のほうで言っている働き方改革についての、その給食費の事務については、これからまた文部科学省のほうで今その件について検討されているというような情報もありますので、そういった情報を確認をしながら、これからのあり方について検討していきたいというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ありがとうございます。

本当に、今こういった状況の中で少子化が問題視されているわけでありますけれども、やはりこれからの国あるいは町の未来を担っていくのが今の子供たちであることは当然でありますし、その健やかな成長を育んでいくためには、やはり保護者の皆様が安心して子育て

ができるという環境をつくっていくということが肝心なんだなというふうに考えるわけですが、そこは当町においてもいろいろな形で施策としてあらわれているわけでありましてけれども、先ほどから申し上げておりますように、やはり親御さんたちはもう本当にいろいろな負担が大きいという思いが心の中にあるのかなと思います。そういったことがあって、当然子供さんも産めないという状況もある。

そういった少子化対策、そして、やはり若者の定住のためには、そういった給食も含めた義務教育の完全無償化のために、国にやはり強烈に上申していくということが必要なのではないかと思います。

いろいろ、全国で給食でまだ取り組んでいないというところもあるらしいんですが、全体的な流れの中で川西町はそういった意味で先進的に給食をやっているという中で、これ以上にまた安い給食費で本当に子育てがしやすいという川西町の環境をつくっていけば、人口減少に歯どめをかけることができるのではないかなというふうに思っています。

そういった意味で、いろいろこれからも検討しながら私も取り組んでいきたいと考えておりますけれども、そういった部分では、やはり国に対して地方の実情を説明しながら、変えていってもらえるということが重要なんだなというふうに思いますので、そこら辺、町長のお考えを出していただきながら、国に物申しながら、やはり地方の大変な現状を訴えていっていただきながら、子供たちの健やかな成長をなし遂げていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上をもちまして質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉村 徹議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後 1 時といたします。

(午前 1 1 時 1 5 分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 0 0 分)

○議長 第 3 順位の高橋輝行君は質問席にお着きください。

12 番高橋輝行君。

第 3 順位、高橋輝行君。

(12番 高橋輝行君 登壇)

○12番 よろしくお願ひしたいと思います。大きくは3項目の質問であります、詳細に通告しておりますので、私の答弁は大分長いようでありまして、持ち時間が60分でございますので、その辺よろしくお願ひをしたいと思います。

私は、今回の質問の中で、さきに総務省の外郭団体である地方財務協会というところで、全国の類似する団体、市町村別の財政指標というものが出ているようであります。それをもとに、さらに、その後、総務大臣から通知が来ております統一的な基準による地方会計の整備促進という通知が大臣から来ておるわけであります。さらに、また、今議会の冒頭にありました川西町の財政健全化判断比率等々に基づいて財政状況についてお尋ねを申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

始めたいと思います。

会派がございまして、十四郷クラブの高橋輝行でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、最初に、財政状況についてでございます。前佐々木賢一議員は、3月定例会の総括質疑において新行財政改革策定の方針について質問をしておるようでございます。その質問に対して「大型事業が続くので、今後財政が厳しくなる。ICTの活用やペーパーレス化など念頭に入れて金額を策定したい」と総務課長が答弁しておるようであります。

しかし、それらの環境を整備するに当たって初期投資が必要になるのではないかというふうに思うわけであります、それらを実施するのに。本町は現在どれだけこの整備が進んでおるのか。また、それらを行うことで財政改革というものがどれだけの効果が出るのかということをお尋ね申し上げたいと思います。

平成31年度の一般会計予算の総額は109億6,500万円、新庁舎建設などで過去最高額の予算となっております。町長は、施政方針の中で町の重要事業を可能な限り盛り込んだとしております。

一方で、町長は、町の財政状況について「健全化判断比率は良好な数字を維持しているが、引き続き基金の繰り入れが多く厳しい状況である」さらに、「自主自立に向けた行財政システムを確立し、地域の再生、発展、住民の福祉向上を目指す」と答弁されております。

また、財政運営は、財源確保の検討と財政計画を踏まえた調整が重要であり、事業の厳選などを行い、財政規律を守り計画的に事業を推進し、行政サービスの低下や住民負担の増加を招かないように努めていくとも答弁されております。

さらに、何をやるにも過疎債、過疎債の充当であるというふうには思われてなりません。私にはなかなか理解しがたい考え方であります。本当に財政状況をひた隠しにしているような言い方にしか私には聞こえてなりません。

町民は、先の見えない我慢を強いられている状況ではないのか。また、俗に言う乾いたタオルを絞るような状況になっているのではないのか。自主自立と行財政改革は町長の基本中の基本、一丁目一番地ではないのかと理解しておるところでございます。

財政改革の先の町長が目指すまちづくりとは一体何なのか、まずお尋ねを申し上げたいと思います。

私は、6月の定例議会において町が策定した公共施設等管理計画を実施すると総額は幾らになるのか、新庁舎建設により、この管理計画に影響はないのかとの質問をいたしました。それに対して町長は、「本町が保有する公共施設の修繕・更新費用の総額は実に760億2,000万円である。1年当たり設備額は19億円であり、年間支出見込額の6割を大きく超えるため別途検討している。厳しい財政状況が続くと見込まれる」との答弁がございました。

そこで、次の点について私は質問を申し上げたいと思います。

1つには、健全化判断比率は本当に良好なのか。しかし、財政状況は厳しい、これはどういうことなのか。

2つ目には、修繕費用、更新費用それぞれ760億2,000万円の6月にお尋ねした内容の内訳について簡単に結構でございます、お尋ねを申し上げたいと思います。

3つ目には、年間の支出見込額を別途検討していると言うが、どのような検討をされているのか。

公債費、いわゆる借入金の返済などについて、義務的経費はどのように推移しているのか。また、今後の見通しについて。

5つ目には積極的に大型事業を行っているが、財政規律と照らし合わせて本当に大丈夫なのか。

さらに、今後の行政サービスの低下は本当はないのか、大丈夫なのか。

過疎債の限度額、これについてもわかりやすくお尋ねを申し上げたい。

さらに、また、ICTの、このペーパーレス等についてもどれぐらいの費用がかかるのかお尋ねを申し上げたいと思います。

2つ目でございます。

行政広域化による効果について。

病院、消防の広域化、また指定管理者制度の導入などなどさまざまな分野で広域化を図り、財政上の効果や潤いを生み出してきたと思います。それらの内容を私は、途中、途中の中でその効果について説明する責任があるのでないかと、このように考えておるところでございます。

また、財政的検証をどうしているのか。また、その額などについてお尋ねを申し上げたいと思います。

3つ目には、具体的な内容になりますけれども、低入札価格制度についてお尋ねを申し上げます。

この制度は、低価格での入札により工事の手續、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金、その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底などにつながりやすく、いわゆる低価格入札では、ひいては、建設業の若年入職者の減少の原因になるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難にし、建設業の健全な発達に支障を及ぼすのではないかというふうに思われます。このことから基準価格より低い入札額について、契約の内容を適合した履行が可能かどうかについて調査する制度が低入札価格制度でございます。このような制度を本町は導入する考えはないのかお尋ねを申し上げます。

国は、公共事業の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の中で、改正の背景と必要性を4項目に分類しておるようであります。

その中に、働き方改革関連法案の成立により公共工事においても、長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務であるとされております。働き方改革への対応として、適正な請負代金、そして工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生、その他の労働環境の適正な整備へ配慮することを基本理念としておる内容でございます。

公共工事などを実施する者の責務として、適正な額の請負代金、工期での下請契約の締結などとしておるようでございます。

このような背景を踏まえて、本町の入札制度の見直しが必要ではないか。建設工事のみならず、建設工事に係る測量、地質調査その他の調査、設計、監理等の委託業務についても、この制度を導入すべきと思うが、町長のご所見をお伺い申し上げます。

壇上からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

平成16年4月、町長に就任以来、4期16年にわたり、その時々課題に対応しながら、先人の方々のたゆまぬご尽力により築かれてまいりました誇りある川西町の振興発展を図るため全身全霊で取り組んでまいりました。

就任当初から、国の地方分権や三位一体の改革により、川西町は非常事態とも言える厳しい財政状況に直面しておりました。私は第一にまちづくりの構造改革を目指し、平成16年6月、議会において川西町まちづくり基本条例を制定し、町民と行政の協働によるまちづくりの基盤づくりに取り組みました。あわせて、町としての持続的な自主自立への経営体への改革に着手し、新たな視点に立ち全ての事業をゼロベースで見直すなど行財政改革を断行いたしました。議会の皆さんにご理解をいただき、また職員にも協力をいただきながら、人件費の独自カットにも取り組み、財政の健全化に道筋をつけることができました。これもひとえに私が信条としてまいりました町民主役のまちづくりの具現化を図るためでありました。

この間を振り返りますと、国内外ともに社会経済の大転換の時代でありましたので、その時々さまざな課題に直面し、苦渋の決断を下さなければならなかった場面もありました。現在では、各地区交流センターを中心とした地域づくりの取り組みが全国的に高い評価を受けるまで発展してまいりました。また、農村資源を活用した所得の向上を目指した取り組みを進めてまいりました6次産業化についても、拠点施設かわにし森のマルシェが完成し、オープンと同時に生産者の方々等が取り組んだ成果をあらわす機会を創出することができました。

また、川西ファンの拡大を目指す交流事業、移住・定住も町民の皆さんの協力により成果を上げております。さらに、交流拠点となるふれあいの丘には川西ダリヤパークゴルフ場が完成し、町内外の皆さんの交流促進、健康、体力づくりの推進が図られており、私が信条としてまいりました町民主役のまちづくりの具現化を図ることができたのではないかと自己評価しております。この間の町議会議員の皆様を初め、多くの町民の皆様のご理解とご協力を改めて心より感謝申し上げます。

現在は、かわにし未来ビジョンに基づくまちづくりを推進しております。本町の最優先課題である人口減少、少子高齢化を克服するため、まちづくりの原点は人づくり、まちづくりの基本は地域づくり、まちづくりの原動力は仕事づくりの視点のもと、各種施策を着実に推進していかなければなりません。そのためにも、自主自立のまちづくりを維持、発展させるため行財政改革に引き続き取り組み、未来ビジョンの基本目標に掲げた「夢と愛を未来につ

なぐまち」の具現化を目指してまいります。

さて、ご質問の財政状況について、健全化判断比率は良好だ、しかし、財政状況は厳しいとはどういうことかについてであります。本定例会初日にご報告を申し上げました平成30年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、全ての指標は国が示す基準内となっており、健全な状況にあると言えます。

一方、年度ごとの財政運営については、本町は地方交付税や国・県支出金、起債等の依存財源に頼らざるを得ない状況にありますので、国が示す地方財政計画等の情報を収集しながら、予算の根幹をなす歳入額の見込みをもとに予算を編成しております。その中で、歳出面では人件費や扶助費、公債費といった義務的経費が高どまりの状況になっているとともに、歳入面では、自主財源に乏しい中、国・県支出金や有利な起債の活用など財源確保に努めておりますが、事業の財源として活用する基金の積立額は他市町と比較して低額となっております。そのため財政規律を保ちつつ、かわにし未来ビジョンに掲げた施策を確実に実行する必要がありますので、行政評価をもとに業務の改善、効率化を図るとともに事業を厳選しながら持続的な財政運営を目指しております。

次に、修繕費用、更新費用はそれぞれ幾らになるかについてであります。公共施設等総合管理計画において推計した修繕・更新費用の総額760億2,000万円については、さきの6月議会で申し上げましたとおり、公共施設等が耐用年数で到達した段階で全て更新し、耐用年数の中間段階で大規模修繕を実施するとの仮定のもとに推計した金額であります。1年当たりの平均整備額は19億円となり、この金額は、今後の投資的経費年間支出見込額の6億円を大きく超えているため、現計画の計画期間内10年間の具体的な対応は施設の状況等をもとに検討を行い、その上で財政状況を勘案しながら実施計画と予算に反映し、年度ごとに対応すると決定しております。

今後も人口減少、少子高齢化の進行が見込まれる中で健全財政を維持しながら計画的に公共施設等の維持管理を図っていくことは重要な課題であり、このことが公共施設等総合管理計画の策定を求められた経過と認識しております。

本町としては、当計画に基づき施設の統廃合や長寿命化などを計画的に行いながら、公共施設等の最適な配置の実現を目指すとともに、有利な補助金や起債等、財源確保施策の研究をあわせて行い、財政負担の軽減、平準化を図ってまいります。

なお、推計した修繕・更新費用の内訳については、役場庁舎や学校系施設などの公共施設が310億6,000万円、道路が119億9,000万円、橋梁が78億6,000万円、上水道が215億7,000万

円、下水道が35億4,000万円となっております。

次に、年間の支出見込額を別途検討していると言うが、どのように検討しているかについてであります。平成28年4月に副町長を委員長とし、庁内施設管理担当課長等を委員とする川西町公共施設等管理委員会を設置しております。この中で施設の状況の把握や利用状況の変化等、施設を取り巻く情勢の情報を共有し、現計画に基づいたその後の対応策を検討しております。その上で、財政状況を勘案しながら実施計画と予算に反映し、年度ごとの対応を決定しております。

次に、公債費など義務的経費はどのように推移しているか。また、今後の見通しはについてであります。さきに申しあげましたとおり、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費は高どまりの状況にあります。

公債費については、この間取り組んできました投資的事業に要した起債の元金償還が開始されることから、今後償還額の伸びが見込まれ、令和4年度にピークを迎える見込んでおります。扶助費については、高齢化の進行による伸びが見込まれるなど、当分の間は義務的経費の高どまりの傾向は続く見込んでおります。

その中で、財政規律を保ちつつ、かわにし未来ビジョンに掲げた施策を確実に実行する必要がありますので、新庁舎建設工事が完了した後は、起債発行額に一定の上限を設定するとともに事業の優先順位を明確にし、厳選した上で事業を実施していくこととしております。あわせて有利な財源の確保等も検討してまいります。

次に、積極的に大型事業を行っているが、財政規律と照らし合わせて大丈夫なのかについてであります。さきにご報告申し上げました健全化判断比率の全ての指標は、国が示す基準内となっており健全な状況にあります。一方、公債費の伸びとともに実質公債費比率の伸びも見込まれる状況にありますので、ただいまお答えいたしましたとおり将来の財政見通しを精査し、起債発行額の上限設定や事業の厳選を図りながら財政規律を保ちつつ、各種事業を実施してまいります。

次に、今後の行政サービスの低下はないというが大丈夫なのかについてであります。本町では、新庁舎建設工事に取り組んでいるとともに、総合戦略のリーディングプロジェクトに位置づけたメディカルタウン構想の推進など、大型プロジェクトに取り組んでおります。これに伴う住民サービスの低下を招くことのないよう計画的に事業を推進していかなければなりません。各事業の進捗にあわせて事業費を加味した財政計画を十分に検討するとともに、今後とも産業振興による税収の確保を目標としながらも、地方交付税はもとより地方創生交

付金等の有利な補助事業の活用など財源確保に努めてまいります。また、今後より一層事業の優先順位を明確にし、厳選した上で事業を実施していかねばなりませんので、事業の見直し、業務改善を図り、効率的な行政運営を図ってまいります。

一方、広域連携の取り組みとして、定住自立圏構想に基づいた取り組みを推進しており、人口減少、少子高齢化が進行する中、中心市と近隣市町が相互に役割分担し、連携・協力しながら圏域全体で生活に必要な機能を確保し、定住促進、住みやすい地域社会の形成を目指すものであります。本町といたしましては、この取り組みに積極的に参画し、中心市や近隣市町との連携により、住民サービスの確保、向上を目指してまいります。

このほか特別会計への繰り出し、老朽化が課題となる施設や設備の改修等については、毎年ローリング方式により見直しを行っている実施計画の検討の中で、財政計画と連動した検討はもとより、事業の見直しと厳選に向けた検討を重ね、将来見通しに立った計画策定に努めてまいります。

次に、過疎債の限度額は幾らなのかについてであります。過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であります。この間、4次にわたり特別措置法が制定され、過疎地域の自立促進を図ることで住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正、そして美しく風格のある国土の形成が図られてきました。

平成22年には、過疎対策事業債にソフト事業が拡充されたほか、対象施設の追加や課税の特例措置が創設されるなど、柔軟な対応が図られ、本町では移住・定住に向けた関係人口の拡大を目指す事業や町独自に子育て医療制度の対象年齢を高校3年生相当まで拡大するなど地域の活性化と人材育成等に大きな効果を得ることができております。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県ごとに同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意を行うこととなっております。いわゆる都道府県ごとに発行可能額の上限が設定され、その中で各市町村の発行可能額が決定されるものでありますので、過疎地域に指定された市町村ごとに上限額が設定されているものではありません。充当率は100%で、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な制度でありますので、事業を厳選しつつ有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末に法の期限を迎えますが、人口減少と高齢化の進行を初め過疎地域を取り巻く課題はなお山積している状況でありますので、過疎地地域が果たしている多面的、公益的な機能を維持していくため、過疎対策の維持、

拡充を関係機関等と連携を図りながら国に対し要望活動を展開しております。

次に、ICTの活用とペーパーレス化でどれくらいの財政効果が見込まれるのか、そのためにかかる費用は幾らかについてであります。過去3年間の平均値として、役場で使用している紙の使用料は約280万枚、購入費用は約150万円です。またコピー機のカウンタ料は220万枚で約580万円となっているほか、印刷機のインク等の消耗品代の費用がかかっております。

ペーパーレス化を図ればこれらの費用は当然縮減いたします。現在のところ業務を遂行する上で、何をどの程度までペーパーレス化するという具体的な検討は行っておりませんが、理論上1割の削減を目指せば、単年度当たり75万円程度、2割減を目指せば150万円程度の削減効果を見込むことができます。

一方、ペーパーレス化のかわりに議員や職員にタブレット端末を配備するとすれば、初期費用としてシステム構築に約200万円程度、タブレット端末の購入費が1台約10万円として、掛ける導入台数分の費用が生じるとともに、数年後は更新を図っていかなければなりません。

このようなことから、ICTの活用とペーパーレス化を進めることでの財政効果は変動要素があつて断定的に申し上げられませんが、長期的視点に立てば一定の節減効果が生じるものと思っております。

また、財政的効果の観点以外でのメリット、デメリットを挙げるとすれば、メリット面では、書類保管場所の削減や資料に修正、変更があつた際に作業が容易で印刷や差し替え等が不要となるなど会議運営の効率化が図られます。また、セキュリティ関係では、紙の資料では保管状況によっては誰でも見ることができ、時に紛失や盗難によって情報漏えいのおそれがありますが、システム化を図ればID、パスワードでの個人認証に加え、データの暗号化などによりセキュリティの向上を図ることができるなどが挙げられます。

一方、デメリットとしては、システムの利用者にITリテラシー、IT情報を理解し操作する能力が求められ、ふなれな人にとってはなれるまで時間を要し、その間の情報共有が困難であったり、デジタル文書になじまずシステム移行が進まないことや、また初期導入に係るコストと労力投入が思いのほか大きく生じたり、停電やシステムトラブルによるシステムダウンの可能性などの問題も懸念されることから、いずれにせよICTの活用とペーパーレス化を進める上では、このような両面での検討を十分に重ねていく必要があると思っております。

次に、広域行政化等による効果について、財政上の効果を説明する責任があるのではない

かについてであります。現在、本町が実施している広域行政事務等については、置賜広域行政事務組合による電算業務の共同アウトソーシング、ごみ処理、し尿処理、養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の運営、広域消防のほか、置賜広域病院企業団による公立置賜総合病院の経営などに参画しております。それぞれに広域的な業務執行に移行する際は、財政的な費用、削減効果等を含めて議会にご報告してまいりました。

近年、広域的な業務執行に移行した事務としては、電算業務の共同アウトソーシングに平成21年4月から、広域消防に平成24年4月から移行しております。それぞれの財政的な費用削減効果につきましては、共同アウトソーシングが31%、額にして1,700万円の減、広域消防は平成24年度から令和5年度までの財政シミュレーションにおいて11.7%、32億1,000万円程度の費用削減効果を見込んでおりました。

また、病院事業については、平成12年11月に公立置賜総合病院が開院しましたが、従前の川西町立病院の経営状況は不採算を覚悟で地域医療の確保を担わなければならないという社会的位置づけもあり、不良債務を抱えながらの経営となっておりました。現在は、県と構成2市2町の負担により健全に経営されており、平成30年度の本町の負担金は基幹病院分が3,200万円、川西診療所分が3,400万円、計6,600万円となっております。

また、病院建設整備に要した負担金は、概算であります。総事業費300億円のうち2市2町の負担分が60億円、このうち本町の負担分は2割の12億円でありました。広域的な取り組みの効果により大幅な財政負担の軽減が図られ、そして、何より高度医療体制のもとで地域医療の充実が図られております。

現在、置賜全体の人口減少が進んでおり、圏域の人口は平成2年から27年度までの25年間で約4万人減少し、21万5,000人となりました。一方、高齢化は3割を超え、今後一層の人口減少、高齢化が進むと予測され、それぞれの自治体がフルセットで行政サービスを提供することの限界が見えていることから、このような状況を背景として、現在、定住自立圏構想に基づく取り組みを推進しております。

私は、広域で取り組めるものは積極的に取り組むべきだと考えております。今後とも広域行政事務や置賜定住自立圏に参画し、広域連携による財政メリットを生かすとともに、人口減少により行政サービスが低下することのないようにしてまいりたいと考えております。

次に、低入札価格制度について、この制度を導入する考えはないかについてであります。平成26年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律と建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が一体的に改正され、新・担い手3法として適正な利潤が確

保できるよう予定価格を適正に設定することやダンピング対策を徹底することなど建設業の担い手の中長期的な育成確保のための基本理念や具体的措置が規定されました。この新・担い手3法の施行により、予定価格の適正な設定や歩切りの根絶、ダンピング対策の強化などさまざまな成果が見られました。

一方で、相次ぐ災害を受け、地域の守り手としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction、測量から設計、施行、検査、維持管理に至る全ての事業プロセスでICTを導入することで建設生産システム全体の生産性向上を目指す取り組みの推進と新たな課題や引き続き取り組むべき課題が存在していることから、本年6月に新・担い手3法が改正されました。

今年度の改正では、品確法では働き方改革への対応として、発注者の責務に休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定や公共工事の施工時期の平準化に向けた債務負担行為や繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期の設定、中長期的な発注見通しの作成、公表などが規定されるとともに、公共工事等を実施する者の責務として適正な額の請負代金、工期で下請契約を締結することなどの規定が盛り込まれました。

また、建設業法、入契法でも工期の適正化や現場の処遇改善など、建設業の働き方改革の促進や建設現場の生産性の向上、持続可能な事業環境の確保について取り組みが強化改正されました。

このように公共工事の適正な入札及び契約を通じて、建設業の健全な発達を図るためにも、円滑かつ適正な執行が重要で明日。議員ご指摘のとおり、低入札価格調査制度の導入または最低制限価格の設定は、本町ではいまだ取り組んでおりませんが、ダンピング対策のためにも当然必要なことから、制度導入に向けて現在検討しているところであり、今後速やかな対応を図り、入札制度の見直しを進めてまいりたいと考えております。

あわせて、委託業務の契約に関しても同様に検討を進め、法の趣旨に基づき適正な価格での契約、適正な工期期間、施工条件の変化に応じた設計変更等が弾力的に実施できるよう見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 質問項目が前回もそうですけれども、若干6月よりも少なくしたつもりですが、このような時間になるわけです。12月も質問する予定ですから、ちょっと最初に要望を申し上げておきたいんですけれども、前段の説明の枕の部分が町長、非常に多いんですね。その辺

は質問に的確に簡明に答弁を次回していただければ、私の持ち時間も十分出てくるのかなというところでお願いしたいと思います。

最初に、御礼を申し上げたいと思います。今回3つの質問のうち、順番が変わりますけれども、この入札制度について、さまざまやり方があるようですが、私が提案した内容について検討していくということでもあります。

これは、業者がいいとか悪いとかということを私は申し上げているのではなくて、いわゆる働き方改革という、つまり公務員だけでなく、請負部分の業者で、あるいは企業で働いている方の、当然安く落札すれば、そのしわ寄せは社員に行きます。あるいは孫請のほうに行くと思うんです。そういう意味で、ともに国の働き方改革という理念から、私提案申し上げたということでご理解いただきたいと思います。これに取り組んでいくということですから、やるんだったら早目のほうが私はいいのではないかと思います。

そういう意味で、めずらしく私の質問にやるというお答えをいただいたので、何かびっくりしているんですけども、この後の質問も控えているから、マスコミもいるようですが、そういうこともあるからパフォーマンスではないと思うんですが、約束したことについては、ひとつ早目に取り組んでいただければというふう思います。

財政問題、非常にわかりやすく質問するには、私も限られた能力でございますので、専門の職員でないので大ざっぱな、政治家の端くれとしてわかりやすくということで、ちょっと常に思っているんです。ですから、シリーズではないけれども、6月も一般質問、財政問題を申し上げましたが、今度はぐっとちょっと掘り下げて、さらに12月もなと思っているんです。

町長、選挙中に私はそのときは議員でなかったんですけども、ある町民がある議員に聞いたそうです。大丈夫なのか、庁舎建ててと。大丈夫だと。行政サービス低下しないのかと。大丈夫だと。それでもう一回聞いたそうです。大丈夫だと。その町民は3回聞いたそうです、ある議員に。そうしたら、町長が大丈夫だと言うから大丈夫だと。これで納得した町民と、何言ってんだという半々だったそうですけれども、その町民は納得したそうです。町長が大丈夫と言うから、議員がそう言うから大丈夫だべという。

これについてなんですけれども、町長は、大丈夫だということで、先ほど申し上げました今議会の冒頭に健全化比率の標準財政規模というのがあるんですね。64億、この町は。標準財政規模64億円。これを基準としたこの数値については、全て国の基準をクリアしている。こういうことでもありますけれども、そのようなことでよろしいんですか。簡単に。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 この国の判断比率、ちょっと前段、申しわけないので説明させてください。

この新しい法律ができたのは、結果としては北海道の夕張の事例でありまして、夕張の財政破綻が特別会計とか、また広域での負担とかそういった全てのものを回してしまったといえますか、やりくりをしてしまった。一般会計と特別会計を行ったり来たりしながらクリアしてきた経過があって、最終的には膨大な負債を抱えて破綻してしまったということがありまして、それは一般会計のみならず特別会計や、また広域で取り組んでいる負担金なども全て入れて財政の健全性を示すという形で、この健全化法が示されたところでありまして、その中でルールに従いまして、町として標準財政規模は示させていただいているところでありまして。

○議長 高橋輝行君。

○12番 時間、時間というふうに申し上げるわけではありませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、若干の資料ですけれども、総務大臣のこの通知、地方会計に対する整備の促進の関係ですけれども、この内容をご存じですか。知っているか知らないかだけで結構です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 資料全て目を通してはありますが、その指示が出ていることについては理解しています。

○議長 高橋輝行君。

○12番 どこかと比較して、いわゆるこの財政というものを聞くことが一番いいのではないかというふうに私は思ったんです。その結果、この総務大臣の通知、さらに前段申し上げましたこの総務省の外郭団体の地方財務協会の市町村の指標のものが15段階に分かれているようなんです。

それで、近隣の市町で類似団体があるわけですからけれども、これについてご存じですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 詳細については説明できませんけれども、人口規模とか産業規模とか税収、そういったもので類似団体として、全国にある団体の比較ができるように数値化されているというふうに理解しております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 事務方でもよろしいんですけれども、近隣のこの指標の類似するものがあれば、ご紹介いただきたいと思っておりますけれども。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 類似団体でございますが、町村の場合ですと15の類型に分かれてございまして、本町は4の1という類型になってございます。本町と同じ4の1の団体につきましては、県内では河北町がその同じ類型に含まれてございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 私も若干、今インターネットの時代ですからちょっと調べてみたんですけども、今課長からあったとおり、町長、山形県では河北町と川西町が15分類の4の1ということで、そういうケースは別として、まあ同じだと、大体と。ただ、河北は過疎の指定はないんですよ。隣の福島県、ちょっと近いところでどこがあるかなというふうになんてちょっと見たところ、会津坂下町と矢吹町なんです。会津坂下と矢吹ね。これ、ちょっと時間がないから数字はあれなんですけれども、大体人口規模が本町が1万五千何がしですから、河北が1万八千何がし、会津が1万5,400、矢吹が1万七千何がしと。

それで、この一般会計の予算額ですけども、うちは109億でしょう。河北が95、会津坂下が73億、矢吹が71億なんです。標準財政規模は64でしょ、うちは。それで河北が46、会津坂下が49、矢吹が45億なんです。これで見ますと、なるほど類似団体だなというふうに思うんですけども、こういうものと比較をして予算を組む場合に検討されたことがありますか。あるかないかだけでいいです。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 本町の特殊性がありますので、本町の場合には、公立置賜病院の交付税の算入がされているという前提の中で標準財政規模がつくられております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 いや、だからご存じかどうかと。

私お聞きしたのは、いわゆるこの総務大臣の通知なり、外郭団体はなぜそういうものを町によこすかといいますと、作文の前段の枕を見ますと、そういうものを参考にして予算を組めと、そして健全ないわゆる財政計画を組んでやれよというふうに言っているんです。ですから、これはやはり参考にしながらやるべきだと思うんです。

今の話ですと、そういう詳細までは別として、見ていないということなんです。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 国のほうからも指導いただいておりますので、当然、他の類似団体との比較も求められておりますが、やはり川西町の独自の事情というものもございまして、それを勘案しな

がら内容を精査させていただいているわけでございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 例えば、これ出るべきなんですよ。例えば住民1人当たりの行政コストというものがあるんです。住民1人頭の行政コスト。これは川西はとんでもない、高いんですよ。63万なんです。河北は42万、類似団体ですよ、国の言う。会津坂下は45万9,000円、矢吹は40万なんです。一番低いところの矢吹でいけば40万でしょう、うち63万ですから、でしょう。これが1人頭の行政単価なんです。じゃ、矢吹の町民が1万7,000の人が行政サービスに何か文句言っているかということ、私直接聞いていないけれども、そこそこに努力をして40万の行政単価でやっているんです。ところが本町は63万。だけれども、なかなか納得できないでしょう。言いわけ、言いわけでしょう。ですから、私はこれを参考にすべきだと思うんです。参考にさせていただきたいと思いますが、またするべきだと思うんです。国からのそういう通知ですから。

これについてちょっとお考えだけ。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 繰り返しになりますけれども、本町の中では特殊なといいますか、川西町内に公立置賜総合病院があるということもあって、標準財政規模の中では負担が当然、そういう数値化すればあるわけでありまして、それを交付税で受けて、それで交付税で繰り出すということになりますので、それも算入されているという特殊事情があります。当然、議員がおっしゃられるように、類似団体との比較というのはやっていかなければいけないとは考えております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 やっていくというよりも、罰則規定はないけれども、そういうものを参考にして予算を組みなさいという内容なんです。ここをちょっと受け方について、かなりの差があると思うんです。地方交付税、今町長の言うとおりに、わかりますよ。本町の場合49億、そのうち置病の部分が13億ですから、差し引きますと35億なんです。河北は23億でしょう、会津坂下は28億でしょう、矢吹は18億なんです。約半分ですよ。地方交付税。それで過疎指定もない。それでやっているんです。1万7,000人の行政サービスは。

ですから、どうして地方交付税が少ないのに、同じ人口規模で行政サービスできるのかなという、これは参考にすべきですよ。どうですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今、議員にご指摘いただいたように、なぜ交付税が多くて、河北などほかは少ないか
とえば、自主財源が乏しくて行政サービスを提供するために交付税で算入いただきながら、
国民全て公平なサービスが提供できるような財政措置が図られているというふうに理解して
おりますし、さらに町として起債をさせていただいておりますけれども、その起債の償還に
あわせた形で交付税算入されている部分も多々ありますので、そういった意味でトータルな
行政サービスを支える仕組みとして交付税措置されているというふうにご理解いただきたい
と思います。

○議長 高橋輝行君。

○12番 先ほど申し上げましたとおり、この財政問題は、非常に何かを一つのテーマにずっ
と掘り下げていかないとやりとりができないので、今その部分だけポイント的に申し上げ
たんです。

そこで、この財政調整基金という言葉が、いつも我々に報告あるわけですがけれども、私も
不勉強なところがあったんですけれども、いわゆる国、国はですよ、罰則規定はないけれど
も、標準財政規模の大体5%ぐらいは、財政調整基金、いわゆる貯金、こういう指針がある
わけです。指針というか指導だと思いますね。これはご存じですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 財政調整基金、私が就任したときには、もう1,000万台にまで落ち込んだときがあっ
たわけでありまして、それを何とか身を削るような行革の中で目標とした5%程度というこ
とで4億を目標にしながら積み立てをしてきた経過がございます。新たな行政需要というこ
とで庁舎建設の基金造成などがスタートしましたので、そういう意味で財政調整基金は取り
崩しをせざるを得なかった部分もございますが、庁舎建設基金の造成などをさせていただい
て、年度、年度の会計を結んできたということでもあります。

○議長 高橋輝行君。

○12番 町長、数字がわからないとき、余りでたらめな数字を言われたら困るんです。平成
16年ですよ。私も町長選であなたに負けましたけれども、やっかみで言っているんじゃない
けれども、伏見屋町長とバトンタッチしたときは財政調整基金は1億3,100万なんです。数
千万なんて何を言っているんですか。1億3,000万ですよ。

そこからバトンタッチしたんです。それで、ずっと原田さんも努力はされてきたんです、
町長も。それで、時間がないからあれですけども、平成27年には7億9,500万だから、約
8億ぐらいまでずっと貯金されてきたんですよ。降って湧いたような庁舎建設ということで

すから、そこからこの本来、私は本来の使い道でないと思います、庁舎建設の基金に財調の金を、こうした基金の積み立てを変えるという。違反ではないかもしれないけれども、俺はおかしいものだなと思っているんです、数字。

この財調の部分がいわゆる貯金です、町民の目線で言えば。ここの金額の流れというのは、今まで私余り関心がなかったわけでないけれども、その5%ということも知らなかったからね、今回勉強してわかったんだけれども。

これを今現在、今度は1億7,000万でしょう。せつかく原田町長27年まで8億まで積んでいたわけです。これは突発的な国で言う標準財政規模の5%とえば、今現在ですと約3億2,000万なんです。それだけは最低確保しておかなくちゃ。それを全部庁舎建設だと。そして、先ほどのお話を聞きますと、全て庁舎建設の関係が整理ついたら、そこから上限を設けてと。これはちょっとなかなかおかしい話だと思うんです。

どうですか、簡単で結構ですけれども。簡単でいいですよ。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 平成16年の予算を見ていただければわかるんですが、庁舎建設基金をその当時2億5,000万まで積んでいたところでありまして。その庁舎建設基金が一般財源が足りないという中で基金を取り崩して、そして財調で1億数千万を確保したという経過がございまして、そのことをご理解いただきながら、当然、今の財政状況が余裕があるわけではありませぬので、3億、少なくとも5%程度の財政余力を持ちながら運営をしていかなければいけないという目標は定めさせていただいているところでありまして。

○議長 高橋輝行君。

○12番 町長、あの当時のあの庁舎建設基金は違いますよ。置病を広域に切りかえていくのに借金を清算していくと、あなたもあのとき議員だったかどうかとも忘れましてけれども、それがあの当時の庁舎建設のための基金の取り崩しと使い道なんです。その辺は、私はそういう記憶をしております。

それで、この話をすりかえては困る。ですから、私は今申し上げたような財政規律というものを、もう一回この類似団体の、総務大臣が出しておる内容、そして標準財政規模の5%というものは最低積んでおけよと、貯金は持てよというような内容について、もう一回その腰を据えて予算を編成するなり執行するに当たっていただきたいと、こういうふうに思うんです。

ですから、今の内容を聞きますと、非常に私はこの決算の審査がありますけれども、そう

いう観点から、今回この限られた日数の中でお尋ねをする機会、分科会等で申し上げていただきたいと思う。場合によっては反対討論もせざるを得ないのかなというような考え方を持っておるところであります。

ご丁寧に時間を超えましたけれども、ご答弁いただいたことを感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

ここで水交換のために暫時休憩いたします。

(午後 2時03分)

○議長 会議を再開します。

(午後 2時04分)

○議長 第4順位の鈴木幸廣君は質問席にお着きください。

13番鈴木幸廣君。

第4順位、鈴木幸廣君。

(13番 鈴木幸廣君 登壇)

○13番 鈴木と申します。よろしく申し上げます。

9月定例会の最後の一般質問でございます。

議長通告のとおり質問いたします。

まず、初めに、町長の5選出馬の意向についてであります。

1、4期町政を担っての成果と課題は。

4期川西町政を担ってこられた原田町長には、さまざまな政策を事業化され、住みよいまちづくりに奔走されてこられました。成果として、自分自身、どう評価されているのか伺いたいと思います。

また、課題として残されている政策はあるのか、あわせて伺いたいと思います。

2番、原田町長5選の出馬の意向と政策の課題についてであります。

来年4月に実施される川西町長選挙に出馬される意志はあるのかどうかお尋ねをいたします。あるとすれば政策課題は何なのか伺いたいと思います。

川西町の将来がかかる質問であり、丁寧な答弁を求めたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 鈴木幸廣議員のご質問にお答えいたします。

町長5選出馬の意向についての4期町政を担っての成果と課題はについてであります。私が平成16年4月に町長就任以来、早いもので4期目の最終年を迎えることとなりました。この間、町議会議員の皆様や多くの町民の皆様に温かい御指導、御支援を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

就任当初、私は4つの目標を掲げさせていただきました。1つは、役場改革を通し町民サービスの向上を図ること、2つ目が協働のまちづくりを進めること、3つ目が若者や女性、さらには子供たちも含めまちづくりに意欲を持って取り組めるような町にすること、そして、4つ目に広域的な課題を含め、新たな時代に合った地方自治の経営を担っていきたいと表明させていただきました。

以来、これまで15年間という長い間、その初心を忘れることなく誠心誠意、町政を執行してまいりましたが、振り返ればそれぞれの1期4年間の中での政策課題を掲げながら、任期中、その課題解決に賢明に取り組んでまいりました。その積み重ねが4期15年という長い年月を経たこととなります。

さきの高橋輝行議員のご質問でもお答えしましたが、1期目は国の三位一体改革のもと、厳しい財政危機に直面した本町の立て直しのため、全ての事業をゼロベースで見直す行財政改革を断行し、財政の健全化に取り組みました。あわせて、市町村合併推進の議論の中、川西町まちづくり基本条例を制定、町民と行政、事業者が互いに連携しながらまちづくりを推進する協働のまちづくりに取り組み、個性豊かな地域づくりの基礎を築くことができました。

2期目では、第4次総合計画に基づき、再生から創造を掲げ、地域資源を生かす6次産業化による産業振興、中学校統合と給食の実施、町内全域の高度情報網の整備や東日本大震災を教訓とした自主防災組織設立、交流基盤確立などに取り組みました。

3期目においては、国のまち・ひと・しごと・創生法が制定され、川西町まち・ひと・しごと・創生総合戦略並びに第5次川西町総合計画かわにし未来ビジョンを策定しました。また、6次産業化拠点施設かわにし森のマルシェをオープンし、浴浴センターまどかのリニューアルオープンなど地域経済活性化に取り組んできました。

4期目では、長年の課題であった役場庁舎整備について、たび重なる震災等により各地の被災した役場の機能低下を受け、国が創設した市町村役場緊急保全事業を活用して、新庁舎

整備を着工しました。また、国道113号梨郷道路バイパス整備、国道287号米沢長井道路バイパス整備が着実に進捗する中、総合戦略でリーディングプロジェクトに位置づけたメディカルタウン構想を推進し、公立置賜総合病院の充実発展と魅力ある地域づくりに取り組んでおります。

また、人口減少が進行し、地域活力の低下が懸念されますが、その克服に向け、交流人口や川西ファン拡大を目指し多様な交流事業を展開するとともに、地域おこし協力隊の積極的な導入、パークゴルフ場整備による健康増進や地域間交流に取り組んでまいりました。

振り返ってみますと、リーマンショックなど世界経済の変動、東日本大震災を初めとする大災害の頻発、政権交代など国内外において激動の連続を経て今日を迎えております。その時々において町政の課題に対し、議員各位や町民の皆様と真剣な議論を重ね、町民の皆様の最大幸福を願い判断、町政運営を担ってまいりました。改めて、町民の皆様のご支援、ご協力に心から感謝を申し上げます。

一方、人口減少や少子化の流れが一層進行し、町全体の縮小化による地域経済の停滞、空き家の増加等新たな対応が求められており、そのことに対するご批判、叱責もいただいております。これらのことを謙虚に受けとめ、人口減少社会の克服、町全体の魅力アップ、そして次世代に引き継ぐ誇りある川西町の建設を果たしていかなければならないと考えます。

自分自身をどう評価されているかについては、答えにくいのですが、就任以来一貫して取り組んできた協働のまちづくりを通じ、受動的なまちづくりから脱却し、町民主役のまちづくりが展開され、さまざまな分野で川西町の地域づくりが評価されています。

先日、厚生労働省東北厚生局長が来町し、町内30カ所以上で百歳体操が実施され、高齢者の生きがいくつくりと介護予防が進められていることに驚き、国が目指す地域包括ケアシステムが機能している理由を問われ、今までさまざまな議論を重ね、真剣に地域づくりに取り組んできたからですとお答えさせていただきました。今後とも地域の主役は地域住民であることは不変であり、これをしっかり支えていくことが行政の役割であると考えます。

課題として残されている政策については、総合戦略並びに未来ビジョンに掲げる各種施策を着実に推進することを考えております。特に事業化されています新庁舎整備、メディカルタウン整備、庁舎跡地の整備は最優先に取り組むべき課題であります。また、梨郷道路、米沢長井道路、虚空蔵山西線等の道路整備促進、適切な公共施設の維持管理など課題は山積しております。これら大型事業を抱えながら、財政規律を守り、持続性のある行財政運営が求められています。

私はいつの時代であっても課題は尽きず、その時代、時代の要請に従い、先達の皆様は判断し川西町が発展してきたものと考えます。

現在、日本は人口減少や超高齢化といった世界が経験したことのない課題に直面していますが、その突破口を開くのが川西町であるとの志を持ち、まちづくりにチャレンジしていかなければならないと考えます。長寿を重ねられ、喜びを分かち合い、豊かな人間関係を築き、誰もがより高い満足度を実感できるまちづくりを目指していきたいと思えます。

次に、本職の5選出馬の意向と政策課題はについてであります。さきに申し上げましたとおり、1期4年の任期をいただき公約した政策課題に全力を傾注しながら、現在4期目の最終盤を迎えております。改選を重ねながら、その都度選挙の選良を賜り、町民の皆様の信任をいただいていたものと確信しております。

私は初当選したときの感激を忘れることなく誠実に職務を全うしてきましたが、このように長期にわたり町政運営を担えたのは、町議会議員の皆様、全ての町民の皆様、そしてチーム川西町役場として賢明に職責を全うしてくれた歴代の副町長や教育長を初め職員のご協力、ご支援があったからこそと、全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

困難なこともたくさんありましたが、今振り返れば喧々諤々の白熱した議論を交わし、結論が出ればそれに向かって一丸となって取り組めたことは、私にとってかけがえのない経験であります。

さて、来年4月に執行される町長選挙への対応ですが、選挙は町の将来を町民の皆さんが選択する大事な機会であります。その意味では、現在事業化している新庁舎整備、メディカルタウン整備、庁舎跡地の利活用を初めとした各種継続事業推進の信任が問われるものと考えます。

また、人口減少を克服するため、住民の多様なニーズに対するフルセット型の公共サービス提供から広域的な取り組みによる役割分担を踏まえ、効率的、持続的な行政サービスが提供できるよう取り組むことも重要であると考えます。

さらに、地域経済を活性化し、町民所得の向上を図り、若者に魅力あるまちづくりが求められています。これら懸案の重要課題を抱えた事業を推進してきた立場から、継続して職責を全うするために立候補を決意いたしました。

一方、さきの町長選挙において、多選や町政への批判の声が寄せられたことも事実であります。その声を謙虚に受けとめ、真摯に町政を執行してまいりましたが、さらに期数を重ねることへの町民の皆様の思い、すなわち民意を酌み取ることも重要であると考えております。

このたび鈴木議員からは、温かいエールとともに一般質問をいただきまして感謝を申し上げます。私自身、ちゅうちょするものではありませんが、さまざまな課題を整理し、前向きに準備してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、鈴木幸廣議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 鈴木幸廣君。

○13番 5選への出馬を決意なされたということでございます。これから再質問ですが、私が町長の出馬に関してどうこう申し上げるつもりはございませんが、2つ、3つ再質問をさせていただきますと思います。

まず、初めに、来年4月に執行される町長選挙の日程でございますが、先日、山形新聞のほうに報道されておりましたが、4月14日告示、19日投開票ということでよろしかったでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 9月2日の選挙管理委員会でそのように決定をいたしました。

○議長 鈴木幸廣君。

○13番 それでは、まず、町長の4選までの経緯でございますが、最初、町長に当選されたときは選挙があった。2期目、3期目については無投票で当選なされた。4期目には、またお二人で争われて当選されたということでございますが、2期目、3期目については無投票での当選でありました。それは町民の皆さんから信任を受けたというような捉え方で無投票で当選されたということではございますが、そういったお気持ちで2期目、3期目をやられてこられたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 2期目、3期目の当選のときも、議会にもごあいさつをさせていただきましたけれども、無投票ということは、全て100%信任されたという思いではありません。さまざまなご意見、ご批判、そういったものも当然ありながらも無投票という形になりましたので、選挙以上に町民の声をしっかり受けとめなければいけない、重い責任を感じたところでございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○13番 さまざま、1期目から4期目までの成果なり課題なりを答弁書でお答えいただきましたが、4期目の公約なんですが、4つほど公約をなされておりました。

まず、初めに、1つ目は地域経済を活性化し豊かな暮らしを実現するというような、かわにし未来ビジョンの推進というように公約に掲げていらっしゃいましたが、この中で企業誘致を実現し、雇用を創出しますというように公約がありました。この点について、私が考えるに、大分おこなっているのかなと思いますが、この辺はどうでしょうか。答弁書には企業誘致のこともちょっと触れられていたのかなと思ったんですが、触れられていなかったようなので、あえて質問させていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 当然雇用を確保して働く場を提供しながらさまざまな経済的な活力を高めていくということが求められているわけでありまして、そういう意味で企業誘致の部分については、今現在課題を持っている団体もございまして、その支援が再生されることを期待するところではありますが、当時、さまざまな情報をいただきながら操業をするという期待もございまして入れ込みさせていただきました。

あわせまして、商業施設なども誘致するということでメディカルタウンも含めてであります。そういった取り組みをさせていただきまして、今実際に操業された事業者さんもあるわけですが、さらに今調整させていただいていることもございます。そういう意味で製造業のみならず、商業施設なども含めてまた福祉、医療関係も含めて働く場が提供できるように今後一層努めなければいけないと思っております。

○議長 鈴木幸廣君。

○13番 それでは、2つ目、3つ目は答弁書のほうにありましたので、私自身は理解しました。

4番目なんです、女性の活躍を推進する女性にやさしいまちづくりというようにかわにし未来ビジョンの中での公約ということで載っております。この点についても答弁書の中で触れられていないような気がしますので、この辺についての成果なり課題なりを述べていただければありがたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 昨日から一般質問などでもいただきましたけれども、子育て支援の充実というように、我々として、今最優先として取り組ませていただいたのは、保護者の負担軽減という形で医療費の無償化を18歳まで取り組むとか、また学童保育などの支援などもさせていただきました。あわせまして、女性に光を当てた形ということになるわけではありますが、町独自で女性の認定農業者制度などをスタートしまして、農業の担い手として参画する、さら

には創業する方などに対する支援などに取り組んできたところでございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○13番 それでは、今度は5選のほうにちょっと移りますが、町長としては、5選となりますと多選というような考えになりますが、この多選について、ご自身で答えづらいというようなことも書いてございましたが、4期の中でのことなんですけれども、5選については、多選のメリット、デメリット等、町長自身どういうふうなお考えをお持ちなのか伺いたと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 さきの町長選挙においてご批判たくさんいただきました。川西町の歴代の町長さんの任期を見ますと、3期12年というのがひとつの任期期間という形で歴代の町長さんが、事故があつて亡くられる方もいらっしゃったわけでありまして、3期12年というのが一番最長であつて、それ以上は長すぎるという声を前回いただいたところであります。

答弁書にも書かせていただきましたけれども、私自身としては1期4年の中でどれだけ課題を整理して、その課題解決のために努力してきたのか、2期目は2期目での課題を掲げながら取り組ませていただいたわけでありまして、1期4年が積み重なって4期になっているというふうに私自身は捉えているところであります。

そういう意味では5期目はまた新たな課題を整理させていただきながら、それを掲げて皆さんに判断いただく、信任いただくということになっていくのかなと思います。

メリットの部分とはということですが、メリットの部分として、一番私自身感じているのは、やはり事業の継続性ということになると思います。やはり安定した運営を担うことによって、政策判断にぶれがないように取り組むことができるのかなというふうに思いますし、また県や国へのパイプもそれなりに太くなっておりますので、そういった意味では情報収集など容易に取り組めるような状況も生まれてまいりましたので、そういう意味で16年間、16年、15年余りに取り組んできたということは、町民の皆さんに恩返しができるような状況になっておるといふふうに思っております。

○議長 鈴木幸廣君。

○13番 町長自身、デメリットの話は今なさらなかったわけですが、私思うに、多選になりますとどうしても権力が集中するということになるので、ワンマン体制になるのかなというように思いもしておりますが、決断なされた以上はここにも答弁にも書かれておりますが、問題の突破口を開くのが川西町であるというような志があるということ、初心を忘れずにし

っかりとした残された任期期間中でもやっていただきたいと思います。

一番最後に、ここの下のほうに、私が一般質問でエールを送ったというようなことが記載されておりますが、これはエールということではなくて、町民自体、当然、町長がまた選挙に出るのかどうかというようなことも聞きたいというような思いで、私が質問させていただきましたので、その辺をご承知おき願いたいと思います。

本当に5選ということは、先ほど申し上げましたとおりに、町長の権力が集中して、本当に住みよいまちづくりができるのかと、先ほど高橋議員からもあったんですが、さまざまな町民の方のご批判もあると思いますが、これを真摯に受けとめていただいて、初心を忘れずに立候補するのを決意なされたということでございますので、ぜひ選挙戦、頑張ってくださいと思います。

本当に聞きたいことは出るか出ないかの1点でございましたので、短い一般質問でありましたが、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 鈴木幸廣君の一般質問は終了いたしました。

以上をもって一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時45分といたします。

(午後 2時30分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時45分)

◎一括議題に対する総括質疑

○議長 日程第2、一括議題に対する総括質疑を行います。

第1日目に一括議題とされました平成30年度川西町各会計決算認定7議案に対する質疑を行うものであります。

この際、議員選出の吉村 徹監査委員は、監査委員席にご着席ください。

議事の進行上、当該7会計決算各部に対する質疑につきましては、後刻予定しております決算特別委員会をお願いすることとし、決算の大綱的なものに限り、簡明に質疑されますよう特にご協力をお願いいたします。

一括議題に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 簡明にということですから、一般質問のちょっと足りない部分ということになって失礼なんですけれども、いわゆる予算を組む場合ですよ、その進め方なんですけれども、何かしら会議をするわけです。方針も決められると思うんです。順番はどういうふうになるかわかりませんが、各課からも上げると、いついつまでということでは三役会、あるいは場合によっては庁議というふうになるのかな、庁議が必要かどうかですけれども。

これどういうふうに進められているのかなという。先ほどどなたか何かワンマンにならないようになってというようなお話ありましたけれども、どういうふうに進められているのかなと。つまり幅広く町民の意見を聞いたり、簡明にですから申し上げますけれども、だんだん絞り込んでいくと思うんですけれども、原田町長、どなたの意見を聞いて、どういうふうにまとめて、まさか自分だけ、勝手になってしまうことはないと思うんですけれども、どういうプロセスを経ているのか。当然、今度は三役という制度がなく、収入役がなく、今度はああ、副町長いるのか、それで教育長というのはまたグレードアップした立場でしょう。それでどういうふうに、そのプロセスというか、片仮名で言えば、されているのか。

ちょっと、どうも見えないんですよ。これ大事なところだと思いますよ。それをお尋ねしたい。

それから、財調関係で申しあげましたけれども、国が標準財政規模の5%は確保しろとは言っていないけれども、そういうことなんです、指導は。それで、なかなかその財政規律というものがどうも曖昧だから、今度は総務大臣の通知でもう一つグレードアップした通知が来たわけでしょう。これは知事にですけれども、知事から各市町村、とにかく言ってやれよと、しっかりやれよということだと思えます。

ところがこのことについて、1点だけ申し上げれば、その財調の金額ですよ。川西町の場合は、繰り返して申し上げませんが、64億というものがベースにあるとすれば3億2,000万でしょう。10%という。20%というところもあるんです。最低このものについて、これは予算を組むときには、町長ね、これだけは何とか確保しないとねというような順番から普通はこう行くと思うんですけれども、ぱっと事業を上げて、そしてなければそのせつかくためた金、財調からそちらに振り向けるというそんな単純なものではないと思うけれども、そういうふうにはしか見えないんですよ。

1億7,000万で、標準財政規模は64億というけれども、109億、100億の予算ですよ、その

中で42年の羽越水害ということはないと思いますが、突発的な何か出たと。でしょう。そういう場合がこの財政調整基金、財調の金でしょう。それから、何かの振興策でやったけれども何か足りないと。庁舎建設にちょっと金が足りないから、それで取り崩しに使うなんて金ではないんです、これ。財調の金は。そういう判断を誰がしているのかという。だから、そのプロセスを聞きたいわけです、財調関係の。

それから、庁舎建設、ちょっと具体的にになりますけれども、町民には平成でいうと31年、32年、庁舎建設のそれだけのものに思いますけれども、全てが網羅されていると思うんです、利用してやるわけですから。町民には、そのとき私バッジつけておらなかったけれども、平成31年、32年でやる、こういう説明だったと思うんです。

ところが十分に説明もでしょう。先ほど同僚議員から質問があったとおり、跡地なんかもどういうふうになるなんていうことも十分町民が、小松地区だけでないと思うけれども、納得しないままに説明も不十分な中でどーんと発注でしょう。別に消費税関係のアップする前かなという、そうでもない。

どうもこの発注の、そのいわゆる時期の問題について何か不透明感が残るんです。これは一つの例で、つまり町長ね、やる場合は、やはり十分な準備が必要だと思うんです。この準備が先ほど、最後の質問あったようですけれども、この辺のものが私は大きく足りないなと思っているんです。

ですから、一般質問でないものであれなんですけれども、簡単でいいですよ、その準備ですよ、一番最初に申し上げた、どんなことでどういうふうにしているのかなと。当然、課長が何人いるのかな、今。そういう所管が別でも、まさか財政担当の課長だけでこうだというふうにはやっていないと思うんですけれども、議長、注意される前にやめますよ。わかりますけれども、そういうことでお聞きしたいんです。

それから、山形ふるさと何機構でしたっけ。推進機構。

この金額が1,400万何がしとあるようなんですけれども、ざっと半分ぐらいはいわゆる人件費だと。あとの半分は各事業に対する支援の内容というふうなことなんですけれども、これふるさと機構をちょっと見ますと、何かこう企画する。それでほかの課がそこに支援するわけでしょう。何事もそうだと思うんですけれども。

それで、結局私から言わせれば重複しているんでないかと。これぐらい財政が大変だといったときに、1,400万の金がどーんと言っているわけです。今、二中のところに事務方がいるのかな。それで何かやるというと、私、ちょっと不勉強なところがありますけれども、今

度はその担当課が引きずり出して、そこに行くわけでしょう。

ですから、もう少しこの縦割り行政では問題がありますよ、今の時代。だけれども、縦割り行政ということの中で仕事をしているときに、何かこのふるさと機構のところだけは、何か皆、引っ張り出されてやっているんでないかと、こういうふう思うんです。だから、何となく、こう重複して同じ仕事をしている。もう少しこの責任の所在を課ごとにやっているわけですから、そのまちづくりについても。そういうふうにしたほうが、その行財政改革、そして経費の節減にもなるんでないかと。

それで、最後になりますけれども、先ほど来の続きになりますけれども、この行政コストについて、非常に監査委員からも指摘はあるようですけれども、計数について間違いないという数字がありますけれども、私ももう一回読みかえしたり、ちょっと担当に聞いたりしますと、非常に厳しく監査をされて、なるほど監査委員の方も勉強されているなということで、ちょっと読みかえしている部分があるんですけれども、そうでしょう、前の年の分をくってやっている云々という、その赤字云々という、だからこういうところについて、どういうふう受けとめられているのかなというようなことで終わりたいと思います。ちょっと長くなって、議長、ごめんなさいね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私から総括的な話をさせていただいて、個別のことについては担当課長から説明をさせていただきたいと思います。

予算の組み方につきましては、年度ごとの内部評価、事業評価をし、それをもとにしながら外部評価をいただいて、見直し、改善をし、そして大体8月ぐらいからスタートして次年度に向けた実施計画をつくり、その行政評価の内容を踏まえた形で実施計画をつくり上げます。実施計画というのはトータルでいえば、総合計画の具体的な3年間の見通しを立てて、11月以降、予算編成作業に入ると。ですから、事業の厳選を図るという意味では、実施計画の中で議論をさせていただいているところでありまして、毎年その内容について担当課から、さまざまな町民の皆さんの要望なども踏まえながら計画づくりをしているところでございます。

ほかには、財調の部分については、今最低限5%ということがありましたけれども、ここ二、三年でありますけれども、国が基金といいますか借金に苦勞しているのに、地方は基金をかなり持っているのではないかという批判もあります。総務省などに行きますと、それぞれの団体がどのぐらい基金を持っているかというようなことを示しながら、言ってしまえば、

余りため込むなよというような指導がここ二、三年入ってきた経過があります。

だからといって、町が優良だという意味ではないですけども、その財調を活用しながら、町にとっては地方交付税という、これを一つの原資にしているわけでありまして、その地方交付税というのは7月にならないと確定されないということで、前年度、予算を組んで、その予算を見ながら、足りないところは財調で補って、7月になって交付税が確定すると、その確定したものをもとにしながら財調にもう一回繰り戻すというような形で、予算編成作業上では、そういう意味では財調を活用しながら毎年、毎年運営をさせていただいている。

一般質問でありましたように、さまざまな災害などが発生した場合にどうなるのかという意味では、ある程度の体力といいますか体質を保っていくためには、財調の積み増しというのは、今町の課題というふうに捉えております。

あと、庁舎建設について、ちょっと急ぎ過ぎではないのかということではありますが、これは緊急保全事業ということで、29年から32年度までの4カ年ということで、市町村役場の緊急保全事業がスタートしたところであります。我々もその4年間の中で当初は完成するよというような指導をいただいておりますので、そういう意味でかなりハードな日程でありましたけれども、31年、そして令和元年、令和2年度で完成を目指すということで取り組んできたところであります。その後、この跡地の部分については、当然継続した形でその全体事業の中で見ていくということになります。

また、里の暮らし推進機構について、どう捉えるかということではありますが、これについても、独立して運営できるように支援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご提案いただいた内容については、今後の課題と捉えさせていただきます。

さまざまな行政コストについて、考え方、他の類似団体等の指標等を比べながら運営していくというのは当然我々にも求められておりますので、そのことは踏まえながら、行政評価、業務評価の中でも当然反映して取り組んでいかなければいけないと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 まず、言葉尻をとるわけでないけれども、国の誰がおっしゃったかわからないけれども、財調の金をため過ぎているからなんて、早く使えなんて、そんな指導あるんですか。

この30%から50%というところが全国だと思うんですけども、28町村あるんです。町長、5%でないよ。30超50%以下というところが28市町村。それから50%超というところが6市町あるんです。一番多いのは5から10、10から20というところなんです。ですと、その50%以上なんかため込んだところが国から何かしらまれているわけ、ため過ぎだから。

ちょっと、私の受けとめ方が、その辺、ちょっと総括で突然の質問だから、わかりやすく、私の能力に合わせて教えてくれたと思うんです。そういうのには感謝しますよ。だけれども、ちょっと原田町長としては、似合わないお言葉で、国が悪いでしょう。ため過ぎていて、いっぱいあるんでないかと。いっぱいあると困るから使えと。こんなことはないと思うね。

今申し上げたような数字が出ているんです。ですから、私はまず予算を組むのに、あれでしょう、俺の言葉で言えば、ぜひともしておかなければならないものは、まず人件費でしょう。どういうふうな順番になるかだけれども。そして、公債費でしょう。借り入れの返済の関係。順番は悪いですよ。そして、各会計、他会計に介護保険も含めたさまざま国保もあるんでしょう。繰出金の関係でしょう、まず。ほかにもありますけれども。

これずっと30年ペースでいくと36.7%、約40%なんです。予算のうち、これはどうしても出さなきゃならないんですよ、今言った人件費、公債費、繰出金、ほかにもありますけれども。こういうふう考えたとき、残りはどうなんだと。補助事業も上がってきたけれども大丈夫かという、こういうことでその相談になっているんでないの。

その相談を2つ目の質問になりますけれども、どういう段階でどういう数字でやっているんだと、こういうことですよ。私は、もう少し議会の風通しがよくなれば、ばいっと予算の内示なんて出す前に、私もそんなことさっぱり、ああ何だなんて見た議員のときがありましたけれども、その前に、何もかにも大きな権限を持つ町長に足かせをするわけでないけれども、来年度の予算、こんなことでやると、庁舎を建てるもんだから、こうすると、こっち、こういうふうな節約してもらわなきゃいけないよなんていうやりとりできるような議会だといいなと思っているんですが、そんなにしょっちゅう呼ばられても我々も困るわけですから、非常勤ですから。だけれども、とにかく戻りますけれども、余談はさておいて、誰とどんな相談する、その大きいところ。これ聞きたいんです。それ明確に、さっきお答えになっていない。

それから、この庁舎建設関係で、私、類似町村4つ言ったでしょう。ちょうど1時間半で行く会津坂下、1万5,400人で一般会計73億というところ。標準財政規模が49億で、大体似たものなんです。置病分引いても。

ここが45万円でやっているわけ、行政コスト。我々は要するに63万でしょう。こういうところ、やはり見て、よくその金でやっているものだなというふうに、見るようにというふうに国を出しているわけです、そういう本にして。

これを何か本当に町長は、軽くは見えていないでしょうけれども、そこなんです。だから、

全部連動するんですけども、それで、この会津坂下町は、町長、会津坂下町は庁舎建てようと思ったんだって。それでやめたんです。ああ、それで終わるんだなと思って、俺知らなかったけれども。それ行ってみました、私、ちょっと日曜日か、土曜日か。やはり大体似たような建物なんです。それですぐ欲しいような状況なんです。それで日直の職員もいたので、ちょっと財政でなかったけれども聞いたら、建てたかったと。だけれども、学校とか幼稚園とかやったものだから、無理だということで、議会から上がった町長のようなんですけども、2期目、そういう中で、やはり町民の負担を考えれば、庁舎建設はしなければならないような建物でした。私から見ましてもね。

そこは地方交付税は28億なんです。借金は、町債は96億なんです。うちは129億でしょう。どんどん、どんどんふえていくわけでしょう。この庁舎関係は5年据え置きですから、原田さんが仮に5期目になっても、終わった次の年からまた町債がどんどんふえるんですよ。非常にこの無責任な感もしないわけではないので、まず、とにかくこの類似団体の、これ参考にしてやるべきだと思いますが、やるべきというより、やれということなんです、国は。

その中でどういうふうに見ておるのか、2回目になりますからね、ちょっとお尋ね申し上げます。私から言わせれば、本当に綱渡りのこの財政、そして、危機感がないなと思うんですよ。国で貸すんだもん、借りるよという、大丈夫だ、大丈夫だって、いや、大丈夫でないんです、これ。大丈夫でないと思ったから類似団体の4の1の15段階の会津坂下は庁舎を見送ったんです。そういうところが1時間半で行けるところの町があるんです。私は会派で今度、会派の議員の先生方に聞かないとわからないけれども、そういうところも視察の対象になるのかななんて思っているんですけども。町長、とにかくどうですか。

ちょっと言葉きつけれども、どんぶり勘定なんです。思いつきなんです。また、4年間やるのかなと思うと、ちょっと冷や汗かくんですけども。とにかく決算について、そういうことをどういうふうにされたかという、1年間ね、議長、そのことをお尋ねしたい。それが明確に見えない。非常に不透明な部分があるのでお尋ね申し上げたい。今2回目ですから。あと、やめられるように、3回目手を挙げなくていいようなお答えをご期待申し上げたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 さきの基金のため込みが地方にあるのではないかというのは、財務省から出されまして、交付税そのものが削減できるのではないかなど。国は厳しい財政を抱えている中で、地方はまだ余裕があるのではないかという中で、その基金の調査に入って、先ほど紹介あった

ように、かなり基金豊かな状況を抱えているのが地方の財政状況だということで、それが原資として交付税の削減の議論にもなったという経過でございますので、そういう意味でため込みということはないわけでありましてけれども、財政規律を持ちながらそれぞれ基金は造成してきているわけですが、地方と国の中身からすると、国はまだ地方のほうが余裕があるというような見方を財務省からされ、総務省としても、その指導についてはそんなに厳しいわけではないんですが、私たちが要望などに行くと、国は大変なんですよということを言われてきたところでございます。

会津坂下町の話をお聞きしまして、大変苦しい判断をされたんだろうなというふうに私も思います。やはり町全体の町民サービスを提供するに当たっては、全て用意ドンでできるわけではなくて、それぞれの事業を厳選しながら、財政に見合った形で事業を推進されていくんだろうというふうに思います。町は、今回、耐震の診断結果を受けて、平成27年から基金の造成をスタートしたわけでありまして、東日本大震災、熊本の震災などを受けて、役場機能が使えない状況になれば、災害時の応援ができないというようなこともありまして、国が緊急保全事業をスタートしたわけでありまして、それが交付税算入されるメリットと申しますか、今までは庁舎というのは自前で建てなさいという、これが建前であったわけでありまして、国の支援策が入った、これも時限立法的に入ったという経過がございまして、さまざまな事業の中でも優先させていただいて、庁舎整備というのを着手したところでございますので、その政策判断は私たちにありますので、ご批判いただくことについては受けとめさせていただきます。

行政コストについては、数字を井上課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 行政コストにつきまして、ご説明をさせていただきます。

ただいまから申し上げます内容につきましては、本年6月の定例会の会期中に議会の全員協議会におきまして、統一的な基準による財務書類についてといった内容で、29年度決算の内容につきまして、国が定めました作成の方法、これに基づいて分析をした内容をご報告申し上げます。

その中で、行政コスト計算書というものがございまして、毎年実施する行政サービスに係る費用と収入から受益者負担の状況を示したものであるというようなこととなります。この本町におけます行政コスト、これを求める場合ですが、あくまで29年度決算ベースの話となります。

ので、先ほど来話題となっております公立置賜総合病院の運営にかかわります交付税につきましても、本町の歳入として見込まれます。よって、それも含めて行政コストを計算をしておるといような状況でございます。

よって、先ほど来、類似団体との比較のお話が出ておりますが、そういった関係から他団体と比較いたしますと行政コストの金額は高額に結果として出ているといようなことが考えられるというふうに思っております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 あれ答えてないんだけど、予算を組むときのプロセスのあれ。一番大事な町長の。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 実施計画、そして予算編成作業ということで、毎年度、毎年度の行政評価をしながら、外部からのご意見なども賜って、その提言いただいた内容を生かしながら実施計画、そして予算編成作業に当たっております。最終的には、経営会議の中で確認をとって事業化ということになるわけでありまして、誰かが判断して全てを推進するということではなくて、当然私自身も責任あるわけでありまして、私の名前で提案させていただいておりますから、最終責任は私でありますけれども、各課で持っている事業を精査させていただいて判断しているということでご理解賜りたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○12番 簡単にといいながら、大分長くなってごめんなさいね。

井上課長から行政コスト、あるいは一般会計の予算、地方交付税、いつも出てくる言葉がそのうちに置病分がはまっているんだということで、全くそれはわかります。ですから、それを差し引いても、あらゆるものが高い、あるいは借金が多い、何もできない、財調も貯金もできないという状況なのではないかというのが、私の指摘するところなんです。

ですから、繰り返しになりますけれども、その辺はどうもその判断というものが不透明というか、その透明あったけれども、理解の域まで行かないということになりますと、議員の意思表示としては30年度の一般会計の決算については、反対討論といようなことも視野に出てくるのかななんて、今ちょっと思ったりもしているんですけども。

そこで、この庁舎関係ですけれども、これは全部関係してくるわけなので、これは町民の幅広い意見を聞く、まだ年次的に余裕があるとすれば、何も町会議員の選挙が終わった後という時期でも私は間に合ったんでないのかと。何かにかに、かなりなベテラン議員が今回

立候補しなかったんですけれども、そこでお土産的にじゃないけれども、何か宿題をいっぱい残しながら、にわかには発注してどーんといなくなったような感じもしないわけでもないで、選挙中でさまざまなことを語ってきたと思う。私も若干語りましたけれども。だから、そういう時期でもよかったんでないかと思うんですが、これ執行するんですよ。30年度に執行したわけでしょう、入札を。ですから、今申し上げたような類似する問題があるわけですが、だから十分な準備も出ていないから、もう発注して間もなく金額合わせるだけでも補正予算でしょう。工事の変更の。私ちょっとそこ、不十分なところもありますけれども、発注した後、今度は中身どうだ、かあだでしょう。もっと十分な町民に対する説明、これからはですよ、大事だから今決算というような申し上げているんですが、そういう部分は仮に5期目やられるとすればですよ、どうなるかわからないけれども、決まれば、やはりこういうところはさっき継続ってありましたけれども、悪いところは継続しないで、改めていくという、ここはひとつ持っていたきたいなというふうに思います。どうでしょう。どうも何か不本意なような顔をしていらっしゃいますけれども、ぜひ、そこなんです、大事なところは。

今申し上げたような、それからこのふるさと関係、機構、これはちょっと再チェックが必要だな、私は。何か一生懸命、登坂さんがですか、理事長でやられておるようですが、それはわかりますけれども、もう少し、行財政改革といったときに、何か無駄とは言いませんけれども、何となく何か効果が上がっているような、上がっていないような、もう少し別なやり方があるんでないかというような見方をしております。

今ちょっとば一っとした3回目の質問になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 令和2年度が保全事業の4年間という期間限定の形で国から示されて、29年度から議論を集中させていただきまして、20カ月という工期が設定されておりましたので、その工期を逆算するとすれば、前任の議員の皆さんに議会で議論を重ねていただいて、発注までこぎ着けることができたというふうに思います。

そういう意味では、新しく改選された皆さん方には、これから十分説明を申し上げながらご理解をいただけるように努力をしていきたいと思ひます。

あと、里の暮らし推進機構について、ご批判いただひている内容について、中身をさらにご指導いただひて、今後のあり方については、検討もさせていただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長 ほかに。

10番橋本欣一君。

○10番 手短にお願いしたいと思います。監査報告書中に、先ほど来から財政指標の問題が取り上げられておるわけですが、財政力指数が0.247という数字出ております。過去の平成27年からのデータとともに、0.24台ということなわけですが、この数字、県内でも随分、山形市を筆頭にずっと県内でも低いほうの位置にあるというふうに私は認識しているわけですが、この数字どのように捉えるのか、さまざまな施策を講じながら、町民の所得向上、税収アップということをやりながら、まだ0.24台だということをどのように町長はお考えかということと、もう一点、国保会計を中心にしながら、滞納の部分があるわけですが、この回収についてはどのように取り組むのかという、決算でございますので、取り組むというか、滞納の部分についてはどのようにお考えかということをお2点についてお願いします。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 私のほうから財政力指数のほうの捉え方というふうなご質問についてお答えさせていただきたいというふうに思います。

財政力指数自体につきましては、基準財政需要額、いわゆる行政運営をする上で歳出の部分に必要な額、これを交付税の算定上、その基準財政需要額を求める必要がございます。

一方で、本町が自主的に歳入として見込める額、基準財政収入額というようなものもあわせて求めてまいります。この基準財政収入額を基準財政需要額、これで割り返したものが財政力指数ということになるわけですが、逆に言いますと、需要額に対して収入額に足りない部分、これを地方交付税として国が財源調整を行っているという国全体での制度であります。

本町につきましては、やはり首都圏、そして、またこういった地方の都市、それぞれさまざまな財政状況は大きく違います。その中で最低限のやはり行政需要というものは必要になってまいりますので、それに要するいわゆる予算という部分での財源調整、これは国が責任を持って果たしている制度というふうに受けとめておるところでございます。

また、その財政力指数が低いのではないかとご指摘でございますが、これにつきましては、今現在、かわにし未来ビジョンにおきましても経済の活性化等の取り組みも進めております。そういった取り組みも進めながら独自の収入額、この税も含めてでございますが、これの増額、これを目指して一つ一つの取り組みを確実に実行していくことが重要だという

ふうにご認識してございます。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 税全体の収納につきましては、それぞれ納税者の方の状況に応じた対応を訪問しながら徴収に努めているところでございます。全体的に滞納処分の執行停止など、あとは強制執行などいろいろな対応をしながら滞納額の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 10番橋本欣一君。

○10番 報告書では財政力は弱く、依存財源に頼る体質になっているということが意見書にございます。ぜひこれを少しでも改善できるような方向で、計算でございますから余り方向性は言わないですけれども、ぜひそれに取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、一括議題に対する質疑を終結いたします。

吉村 徹監査委員は自席にお戻りください。

◎議案の付託

○議長 日程第3、これを議題といたします。

さきに議題となっております川西町各会計決算認定7議案について、内容審査のため第1日目に設置いたしました決算特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、さきに一括議題となっております川西町各会計決算認定7議案については、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたします。

これをもって本日の会議を散会いたします。

(午後 3時27分)